

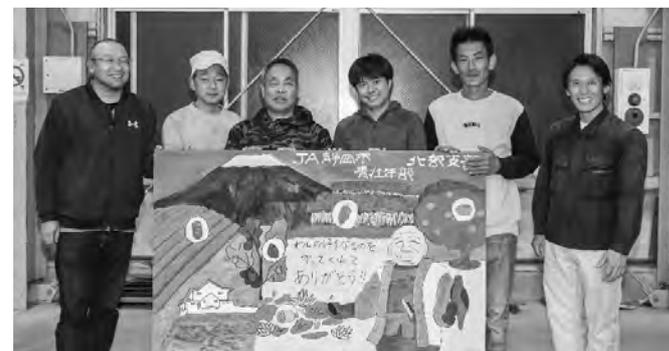


2025 現況のご報告



 **静岡市農業協同組合**

住所 静岡市駿河区曲金5丁目4番70号
電話 代表 054 (285) 8311



この冊子は、農協法54条の3に定められた経営内容の開示のための冊子(ディスクロージャー誌)です。

目 次

ごあいさつ	1
組合の経営理念・方針	
1. 経営理念	3
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	3
事業の概況（令和6年度）	3
事業・活動のトピックス（令和6年度）	10
地域・文化への貢献と農業振興	
1. 地域貢献情報	12
2. 農業振興活動	12
コンプライアンス・リスク管理への取り組み	
1. コンプライアンス（法令遵守）への取り組み	13
2. リスク管理への取組み	13
3. 内部監査体制	15
4. 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度への対応	15
5. 金融商品の勧誘方針	16
6. 個人情報保護方針	17
当組合の概況	
1. 組合の機構	18
2. 組合員の状況	19
3. 組合員組織の状況	19
4. 役員の状況	19
5. 会計監査人の状況	20
6. 職員の状況	20
7. 役員・職員の報酬について	20
8. 沿革・歩み	20
9. 店舗・地区等の状況	21
事業のご案内	
1. 主な事業の内容	22
2. JAバンク基本方針・系統セーフティネット	26
3. 商品・サービスのご案内	28
経営資料編	
1. 決算の状況	37
2. 経営指標	54
3. 信用事業の状況	55
4. 共済事業の状況	63
5. その他の事業の状況	64
6. 自己資本の充実の状況	65
7. 連結情報	86
8. 連結自己資本の充実の状況	108
開示項目掲載ページ一覧	126

ごあいさつ



組合員並びに地域の皆様には、日頃より農協事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

J A静岡市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについてわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2025 現況のご報告」を作成いたしました。皆様が、当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

わが国経済は、緩やかな回復が見込まれるものの、物価上昇、賃上げ、金融政策の正常化など、多くの課題に直面しています。これらの課題を解決するためには、生産性向上、デジタル化、国際競争力の強化などが重要であり、また、少子高齢化、人口減少への対応も喫緊の課題です。一方、農業を取り巻く環境は、農家の高齢化や人手不足、農業生産資材価格の高騰、耕作放棄地の増加などに加えて、米トランプ政権の関税措置をめぐる混乱など新たな課題に直面しています。これら農業における課題を解決し生産力を向上させるためには、スマート農業の推進や農地、経営の大規模化、農作物のブランド化が有効とされ、さらに持続可能な農業を実現するためには、食料自給率の向上、環境負荷の低減、多様な消費ニーズへの対応が求められます。このような中、J A静岡市は、持続的な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでいく所存です。

令和6年度はJ A静岡市2か年計画の最終年となり、4つの基本目標の1.「産地の維持・拡大に向けた農業振興（生産基盤）」では、農業所得の向上について産地継承対策や経営分析による営農指導を行い、担い手の育成・確保では、農業後継塾「魅来」や新規就農者育成支援事業「新生」、じまん市出荷者を目指す「じまんの農業塾」等の研修会や講座を実施しました。販売機能強化については、共販出荷先の開拓と直接販売やじまん市販売の強化に努めました。2.「組合員、利用者に寄り添った相談・提案による暮らしの安心と満足の提供（生活基盤）」については、信用事業では、ライフプランサポートの深化（進化）を図り、共済事業では、契約者の生活に潜む多種多様なリスクに応じた保障の提案・提供を行い、経済事業では、健全な経営基礎の確立のため成長効率化戦略の加速化をすすめました。3.「組合員との関係強化と組織づくり（組織基盤）」では、SNSの活用、コミュニティー誌「食のオアシス」の発行、准組合員向け広報誌の発行など、組合員・地域住民に向けた情報発信に努めました。また、広報誌「オアシス」を令和7年4月号よりリニューアルいたしました。4.「持続可能な経営基盤の確立・強化（経営基盤）」では、不稼働資産の有効活用及び処分による効果的・効率的な事業運営体制の構築に取り組みました。

令和7年度は、J A静岡市3か年計画「～農業と地域の未来をつむぐ“協同の力”～」の初年度となり、「産地の維持・拡大に向けた生産基盤強化」、「組合員・利用者に寄り添った暮らしの安心と満足の提供」、「組合員との関係強化と組織づくり」、「持続可能な経営基盤の確立・強化」を目標として協同組合の原点である人に焦点をあて、J Aの事業を通じて組合員、職員の満足ややりがいを高めることをめざし取り組んでまいります。

J A静岡市の経営理念（めざす姿）である、「1.農の豊かさを次世代に伝えます。」「2.暮らしの豊かさを組合員・地域住民に提供します。」「3.心の豊かさを地域とともに育みます。」を念頭におき、今後も組合員ならびに地域の皆さまから必要とされる組織となるよう努めてまいりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆さま方のご健勝を心からお祈りいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

令和7年7月

静岡市農業協同組合
代表理事組合長 三津山 定

当 J A の概況

◎ プロフィール

1. 設 立	平成 4 年 9 月 1 日	静岡市内 5 農協合併 静岡市農業協同組合として発足
2. 本店所在地	静岡市駿河区曲金 5 丁目 4 番 70 号	
3. 出 資 金	17 億 3,558 万円	
4. 活 動 地 区	静岡市葵区、駿河区	
5. 総 資 産	4,194 億 1,190 万円	
6. 貯 金	3,946 億 9,425 万円	
7. 貸 出 金	1,390 億 2,314 万円	
8. 長期共済保有高	8,025 億 2,174 万円	
9. 購買品供給・取扱高	19 億 4,599 万円	
10. 販売品販売・取扱高	38 億 4,850 万円	
11. 組 合 員 数	正組合員 8,424 名 准組合員 18,420 名	
12. 役 職 員	役員 理事 22 名 監事 6 名 職員 478 名	
13. 単体自己資本比率	12.65%	

令和 7 年 3 月 31 日現在

組合の経営理念・方針

1. 経営理念

私たち J A 静岡市は、

1. 農の豊かさを次世代に伝えます。
2. 暮らしの豊かさを組合員・地域住民に提供します。
3. 心の豊かさを地域とともに育みます。

2. 経営方針

J A 静岡市は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則に基づき行動すると共に、農業と地域社会に根ざした組織として社会的役割を誠実に果すことを使命とします。

3. 経営管理体制

当 J A の機関の内容

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思を反映させるため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和 6 年度）

営農指導事業は、2 か年計画の最終年として、「生産部会の『目指す将来像』の実現を通じた農業所得の向上」「産地を支える担い手の育成・確保」「農地・施設など基盤整備の強化」「多様化・高度化する農業経営に応える営農指導体制の構築」について継続的に取り組んでまいりました。

多岐にわたる作物振興の中で、主要な担い手支援対策や基盤整備事業、施設園芸振興に特化して業務を推進することで、担い手の確保、育成が図られています。特に将来に向けて重要な課題は、生産維持のための新規就農者の受け入れ体制の整備です。これには、栽培管理の指導だけでなく、農地や施設など新規に農業に従事するための環境づくりが必要となります。

現在、農業を取り巻く情勢は、円安の進行や長引く国際紛争の影響等による農業資材の価格高騰に加え、夏季の高温などこれまでにない気象変化など生産基盤を揺るがす要因が多く、年々厳しさを増しております。

また、JA自己改革の一環として進めてきた「アタック営農支援事業」については、令和6年度で募集期間が終了しましたが、各事業目標の達成に向けて支援を継続していきます。さらに、将来の地域農業の担い手を育成するための就農者支援講座「魅来」や新規就農者支援講座「新生」では、受講者の将来ビジョンの策定や意識改革を図るとともに、営農指導職員との関わりを通じて絆を深める効果も得られています。

組合員教育事業の一環として、次代の協同組合を担う人材育成を目的とした「JA静岡市組合員大学（組合員講座）」では、JAの経営者と組合員が境なく意見交換を行う場や経営者自らによるJA事業の紹介など有意義な講義を実施しています。JA改革の基礎となる組合員の意思反映を目的に、受講者の意見を徴求するなど、独自の内容で開催を継続しています。

東豊田地区における農地中間管理機構関連農地整備事業では、池田工区において第二期工事が完了し、第三期工事に移りますが、一部地権者の自耕作者の入植が始まりました。国吉田工区では、第一期工事が完了し、現在第二期工事にに向けて進捗しています。

茶業振興の一環として本山茶ブランド強化対策に取り組み、全国茶品評会には4点を出品し、2点が入賞しました。今年度、新たに「JA静岡市茶対策協議会」を設置し、茶業における課題の抽出や施策の検討・実践を目的に会議を重ねています。

苺では、新たに設置された広域担当者を中心に重点支援生産者への面談を通じた経営支援や、販売担当者と連携した取引先を招いた産地見学会を実施しました。また、新たに市からトレーニングファーム事業の提案を受け、協議を進めています。

葉しょうがについては、種しょうがの安定的な確保を課題とし、優良種苗確保のための種しょうが委託生産を継続しています。JA静岡市管内だけでなく、他JAへの広がりを進めており、今後も委託農家の拡大と健全な種しょうがの確保に努めてまいります。

自然薯では土壌消毒による品質向上対策に加え、農業経営支援システムを活用した経営分析に取り組みました。しかし、近年の夏季高温や長雨などの異常気象による秀品率の低下が課題となっています。

柑橘については、青島温州、ゆら早生等部会ごと計画的にマルチによる被覆面積を拡大し、生産基盤の強化を図っています。しかし、本年は着果量の減少やカメムシの大量発生などの影響により、出荷量が減少しました。

果樹については、産地再生計画に基づき、面積の拡大と樹齢若返りを目的に改植、新植を進めた結果、キウイフルーツの「東京ゴールド」の出荷量が増加しています。

農業後継者支援事業として、本店各部署が連携し、じまん市出荷者の増加を目指す取り組み「じまんの農業塾」では、3期生を迎えました。整備した実技農園圃場を活用し、座学や実地講義を重ねた結果、卒業生の中から5名がじまん市出荷会員となりました。現役塾生への支援とともに卒業生のフォローも実施しています。

静岡市が進めてきた「地域計画」の策定については、協議を進め、令和7年3月末に目標地図の作成が完了しました。ただし、策定後も毎年見直しを行うこととしており、規模拡大による耕作者の変更や農地の集積・集約があった場合には、見直しの際に随時反映し、完成度を高めていく予定です。

購買事業は、世界情勢の不安定化やウクライナ情勢、円安の影響により、飼料・肥料・燃料などの資材価格が高止まりしており、依然として厳しい状況が続いております。このような中、農業の活性化と農業所得向上というJAの原点と使命を実現するため、経済事業の強

化を図り、今後の拠点化を踏まえた事業展開を図ってまいりました。令和6年7月には「南部購買店」を大谷から高松へ移転し、「南部総合経済センター」として新たにスタートしました。また、令和7年3月末をもって「長田購買店」を「南部総合経済センター」に統合し、令和8年度の「北部総合経済センター」稼働に向けた取組みを行ってまいりました。

生産資材については、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料年間予約の早期一括仕入れや業者との価格交渉を行い、価格の見直しを図ることで、組合員の農業所得向上のためのコスト削減に努めました。品目集約の中で特別推進銘柄を設定し、最も利用度の高い品目の中から8品目を特別予約価格の提案を行うことで、年間予約での有利性を発信し、多くの組合員様に予約注文をいただきました。また、農薬価格については「除草剤キャンペーン」を実施するとともに、作物別に予約注文書を作成し、一部地域において取りまとめ回数を増やすことで、予約注文での有利性を案内しました。

生活資材については、LPG事業の収支改善を計画し、ご利用者様の安全と信頼を基本に体制の強化に取り組みました。毎年恒例となっている「生活大感謝祭」を年2回開催し、多くの組合員と交流を深めるとともに生活事業の拡大を図ることができました。

販売事業は、資材や燃油の高騰により厳しい農業情勢の中、単価向上を目指して直接販売に取り組みました。新たに荷受けシステムの試験導入を行い、集出荷における作業負担の軽減を図りました。令和6年度の販売品販売高は18.8億円で、計画対比85.5%、前年対比99.1%となりました。

じまん市事業は、地域指導員と連携して圃場巡回を実施し、生産量と出荷量の増加に取り組みましたが、出荷者販売高は12.0億円で計画対比96.7%となりました。地場農産物の確保のためには、次世代組合員や准組合員等の新規出荷者の取込みが重要となります。

加工事業（茶業センター）は、リーフ茶の消費低迷に伴う販売不振や荒茶単価の下落、資材高騰による収益の減少など、茶業界は非常に厳しい状況に直面しています。そのような中、全国の提携ファーマーズや茶商に向けて静岡本山茶の商品販売を強化し、積極的な販売活動を行いました。

信用事業は、組合員・利用者みなさまに寄り添った相談・提案を行う「ライフプランサポート」を実践し、暮らしの安心と満足の提供に取り組みました。また、相続に関する相談については財産シミュレーションを活用し、具体的な相談・提案を行いました。貸出業務では、営農部門との連携を強化することで、組合員みなさまの農業所得向上に向けた資金ニーズに対応するとともに、住宅（賃貸住宅含む）や自動車購入など、目的に応じた資金を提供し、貸出金残高の伸長を図りました。

共済事業は、組合員・利用者みなさまに寄り添った相談・提案を通じて、暮らしの安心と満足の提供に重点を置いた活動を実施しました。また、契約者への3Q訪問活動を行い、「未請求案件の有無を確認」「保障内容の点検・説明」「ニーズを踏まえた保障提案」を実施することで、組合員・利用者の生活に潜む多種多様なリスクの軽減を図りました。

企画部門は、じまん市出荷者の育成を図るとともに、農業振興の応援団である准組合員との関係強化を図ることを目的とした「じまんの農業塾」を実施しました。本年度は、10名が参加し、農業生産について学びました。

店舗再編整備については、整備計画に基づき大谷支店・高松支店の統合に向けた検討を進めました。

広報業務は、農業およびJAの総合事業を地域住民に広くPRし、地域農業への理解醸成と農業生産の拡大につなげるため、広報誌やコミュニティー誌、SNSなどを活用し、対象者を明確にした情報発信をしました。

審査業務は、規定や法令、要項等を遵守し、適正な融資審査と厳格な貸出金資産自己査定を実施しました。

開発業務は、組合員の事業の安定を目指し、賃貸物件の管理・仲介、資産活用の提案、相続等に関わる不動産売買の仲介に取り組みました。また、訪問活動を行うとともに、顧問弁護士および顧問税理士による無料相談会を開催し、組合員からの相続や資産承継に関する相談に対応しました。

総務部門は、管理業務として、不稼働資産の有効活用および処分を進めました。物価や賃金の上昇に伴い物件費は増加しましたが、効率的な事業運営体制の構築に向け、費用の抑制に努めました。

人事業務では、人財を通じた組織基盤強化を図るため、「JA静岡市人財育成基本方針」に基づき、人づくり計画を実践しました。また、社会情勢の変化に対応し、職員の賃金見直しを行うとともに、年功要素を重視した退職金制度からより貢献度を反映したポイント退職金制度への移行に向けた制度設計を進めました。

リスク管理業務では、組織風土および職場風土の改革を目指し、コンプライアンス施策を実施しました。また、リスク管理における「3線防御体制の構築」への取り組みとして、担当部署とのヒアリングを実施し、強化を図りました。

監査室は、組合の事業経営目的の効果的な達成に役立つことを目的とし、重点監査項目を中心に全事業所における内部管理態勢等の適切性および有効性について、内部監査計画に基づき監査を実施しました。

今年度も業務監査に無通告監査を取り入れ、監査の内部牽制の充実と質の向上を図りました。また、監査後のフォローアップ監査を引き続き強化することで、往査事業所に対する内部監査としての抑止力を昨年同様に充実させることができました。

重点監査項目に取り入れた「3線防御システムの取組状況」については、3線防御システムの構築を図るため、2線部署との連携をさらに強化しました。監査を実施するため、担当部署との情報交換を行い、今後の対応について協議しました。また、今年度は農林水産省の二者要請検査および静岡県常例検査が実施され、各部署と連携して適切に対応しました。内部監査業務については例年通り監事会、みのり監査法人、中央会と連携しながら、内部監査の計画に基づき監査を実施しました。

その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

内部統制に関する基本方針

組合員や利用者の皆さまが安心してJAをご利用いただくために、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための『内部統制に関する基本方針』を以下のとおり策定し、適切な内部統制の構築及びその運用に努めます。

1. 理事や職員の職務の執行が法令や定款を遵守するための体制

- (1) J Aの経営理念を共有し、コンプライアンスの重要性を徹底することで、役職員は常に法令・規則や定款等を遵守して行動します。
- (2) 法令や定款・諸規程等に違反する重要な事実を発見した場合には、監事に報告するとともに、対応策を協議・検討し速やかに是正します。
- (3) 内部監査部署は、内部統制の検証・評価を行います。また、内部監査で指摘を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- (4) 業務に関して倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談や通報ができるヘルプライン制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- (5) 監事監査、内部監査、監査人は密接に連絡し、適正な監査を行います。
- (6) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- (7) 業務上知り得た当 J Aおよび関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備します。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- (1) 文書や情報の取扱いに関する方針や規程にしたがい、理事会や委員会の議事録等の職務執行にかかる情報を適切に保存・管理します。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切に保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程等やその他の体制

- (1) 様々なリスクに対応するため、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- (2) J Aの事業活動で発生しうるリスクを把握・評価し、損失のリスクを適切に管理します。

4. 理事や職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 役職員が効率的に職務を遂行することができるよう、職制、機構や業務分掌を明文化し、指揮命令系統を明確にします。
- (2) 中長期の視点を踏まえて、事業計画や部門別事業計画を策定します。また、目標の管理を適切に行い、事業計画の達成に向けた効率的な管理を行います。
- (3) 各業務における規程やマニュアル、業務手続書等を整備し、効率的に業務を執行します。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性が確保できる体制を整備します。
- (2) 監事と定期的に協議を行い、十分な意思疎通をはかり、監事の効率的かつ効果的監査の実施を支援します。

6. 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「子会社等管理規程」にもとづき、事業に関する重要な方針、事項を監督し、適切な指導を行います。

- (2) 「子会社等管理規程」にもとづき、子会社等の事業計画の達成、法令等の遵守状況等を適切に監督します。

7. 財務情報等その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準や法令等を遵守した各種規程を整備し、適切な会計処理を行います。
- (2) 適正な財務報告の作成のため、決算担当部署に必要な人員を配置します。また、会計・財務等に関する専門性を向上させるための人材育成に努めます。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適切な開示に努めます。
- (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

(策定日) 令和5年9月26日

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

「内部統制に関する基本方針」に基づき、今年度JAが取り組んだ内容にかかる運用状況は次のとおりです。

1. 理事や職員の職務の執行が法令や定款を遵守するための体制

当JAは、基本理念を実践するため、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。また、業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。加えて店内検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

理事の職務の執行に係る重要な情報は一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっています。

3. 損失の危険の管理に関する規程等やその他の体制

JAをとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事や職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、教育訓練計画を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。また、内部監査部署には監事と十分に連携するよう指示し、監事監査の実効性が確保できるよう支援しています。

6. 子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めています。

7. 財務情報等その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
経理規程・要領等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めています。

なお、上記の項目については、監事はその運用状況を監査しています。

以上

対処すべき重要な課題

1. 生産計画の見直しと実践
2. 担い手の受け入れ体制整備および後継者の育成支援
3. 農地整備事業の推進
4. 営農と販売の連携、じまん市販売強化、製品販売高の維持
5. 2拠点化稼働後の業務の見直しと販売・購買の連携強化
6. ライフプランサポートの真価発揮
7. 利用者ニーズに適した資金の提供
8. 非対面チャネルの普及、利用促進
9. デジタル接点に伴うサービス提供によるつながり強化
10. 多種多様なリスクに応じた保障の提案・提供
11. 引受・支払処理の迅速な対応
12. 資産相談の対応および資産管理の支援
13. 組織基盤強化基本方針の周知と、組合員との対話活動の定着化および関係構築
14. 対象を明確にした情報発信
15. じまん市出荷者の育成
16. 部門別・場所別損益管理に基づく PDCA 管理の実施
17. デジタル技術の活用等を通じた事業効率化
18. 不稼働資産の有効活用および処分
19. 安定した JA 経営の確保
20. 人材育成基本方針に基づく人づくり計画の実践
21. 内部統制の充実・強化
22. 業務の健全かつ適正な運営の確保
23. 収支均衡に向けた経済事業改革および経済 2 拠点化の実施
24. 当組合では自己改革に関する基本目標として「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊など、厳しい環境変化の中で基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

なお、当事業年度における農業所得の向上に関する事項、並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映および事業の利用に関する事項については、事業計画の付属資料である「自己改革工程表」に記載しております。

事業・活動のトピックス（令和6年度）

- 令和6年 4月 1日 入組式・辞令交付
5日 第32回青壮年部総会
11日 「じまんの農業塾」第3期開講式
12日 新茶初取引
13日 南部じまん市20周年祭
15日 第32回女性部総代会
25日 監事会
26日 理事会
- 5月 1日～ 各支店で新茶シーズンをPR
7日 長田支店落成式
26日 駿府本山お茶壺道中行列「茶詰めの儀」
(静岡市歴史博物館)
27日 組合員大学開講
28日 監事会・理事会
- 6月 18日 静岡県桃果実品評会
19日 新規就農者養成講座「新生」開講
じまん市衛生講習会
21日 監事会・理事会
26日 第33回通常総代会
- 7月 4日 農業後継者塾「魅来」開講
6日 親子農業体験「ソレイユくらぶ」開講
8日 南部総合経済センター新店舗オープン
9日 静岡県いちご生産者研究大会
16日 柑橘共選場総会
25日 監事会・理事会
27日～28日 夏っ得フェア
30日 静岡市手揉み茶品評会
- 8月 21日 苺委員会総会
22日 女性部リーダー研修会（JA大井川と合同）
23日 監事会・理事会
30日 静岡市へ政策要請
- 9月 2～4日 青壮年部研修会（北海道）
5日 特殊詐欺未然防止に感謝状（あさはた支店）
12日 准組合員懇談会
13日 秋の交通安全宣言書提出（南署）
20日 秋の交通安全宣言書提出（中央署）
25日 女性部・青年部・常勤役員との意見交換会
26日 監事会・理事会

- 令和6年 10月 24日 監事会
25日 理事会
26日 駿府本山お茶壺道中行列「蔵出し」「口切の儀」
- 11月 2～3日 駿府本山お茶まつり
8日 組合員ゴルフ大会
19日 自然薯品評会
20日 玄米品評会
23日 浅間神社新嘗祭
23～24日 産業フェア 2024
26日 監事会・理事会
- 12月 2日 特殊詐欺未然防止に感謝状（大里支店）
13日 第31回本山茶品評会
14日 あさはたじまん市23周年祭
19日 第35回静岡県いちご果実品評会
25日 監事会・理事会
27日 女性部ふれあい朝市
31日 あさはたじまん市閉店
- 令和7年 1月 17日 いちご祭り（品評会・即売会・市長訪問・慰問）
青壮年部茶部会・本山茶茶互評会
20日 耕種セミナー
21日 貯蔵みかん・ポンカン果実品評会
24日 監事会・理事会
28日 JA青壮年部・女性部発表大会
31日 教育文化講演会
- 2月 1～2日 生活事業 大感謝祭
5日 准組合員懇談会
7日 花卉セミナー2025
中晩柑品評会
26日 監事会・理事会
特殊詐欺未然防止に感謝状（下川原支店）
- 3月 3日 「組合員大学」閉講式
6日 新規就農者養成講座「新生」閉講
8日 高温対策講座、資産形成セミナー
12日 静岡市政策要請に対する回答報告会
13日 「じまんの農業塾」第3期生修了式
19日 グリーンティーフォーラム2025
特殊詐欺未然防止に感謝状（大谷支店）
26日 監事会・理事会

地域・文化への貢献と農業振興

1. 地域貢献情報

J Aは、農業者を中心に地域の皆様が組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営される協同組織であり、農業・地域の活性化に資する地域金融機関を目指しています。

また、皆様からお預かりした貯金等の資金は、資金を必要とする組合員や地域の皆様などにご融資し、農業、事業や暮らしのお手伝いをさせていただいております。

J Aは金融ばかりでなく総合的に事業活動をしています。また、農業や助け合い活動を通じて、次のように地域社会・文化への貢献に努めています。

- ・ 農業体験（准組合員や地域の皆様を対象とした野菜作り講習会等）
- ・ 1支店1協同活動（店舗周辺や農道の清掃活動等）
- ・ 交通安全運動（カーブミラーの寄贈等）
- ・ 環境問題への取り組み（クールビズ・ウォームビズ運動の実施等）
- ・ 献血運動、清掃活動
- ・ 高齢者への支援（介護施設への食材提供等） など

2. 農業振興活動

J Aは、農業に基盤をおいた協同組織です。農業は地域の重要な産業であり、J Aは地域農業の振興のため次のような事業・活動を展開しています。また地域環境、青少年の教育などにも農業は有益と考えており、農家の組合員とともに地域の皆様が農業と触れ合う機会を提供しています。また、持続可能な地域農業・J A経営の確立を目指し、農家組合員の農業所得の向上の実現のため自己改革を実践しています。

- ・ 安全、安心な農産物づくりへの取り組み
（生産履歴記帳運動・ポジティブリスト制度への対応等）
- ・ アタック営農支援事業の実施や農業後継者・新規就農者への支援
- ・ 無料職業紹介所を通じた担い手支援や農福連携への取り組み
- ・ 農業関連融資への取り組み
- ・ ファーマーズマーケットの充実
- ・ 地産地消の推進
- ・ 学校給食事業、農業体験等を通じた食育への取り組み
- ・ 農業祭の開催 など

コンプライアンス・リスク管理への取り組み

1. コンプライアンス（法令遵守）への取り組み

コンプライアンスとは、企業が企業活動を行うに際して、関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会規範を全うすることをいいます。

【コンプライアンス基本方針】

当JAは、金融機関の一員として、その社会的責任を果たし、皆様が安心してご利用できるよう、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことが重要と考えています。そのため、役職員にコンプライアンスの意識づけを徹底し、次のとおりコンプライアンス態勢の確立に努めています。

【コンプライアンス運営態勢】

- ・ 常勤理事および部長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会を中心とする内部管理体制を構築するとともに、全役職員に守るべき法令や規範を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、研修会等を通じて役職員のコンプライアンス意識の高揚に努めています。

コンプライアンスプログラムを毎年度策定し、統括部署がその進捗管理を行っています。

- ・ 利益相反行為、その他重要な取引については、その都度理事会に付議する等、理事に課せられた忠実義務、善管注意義務を遵守するため、理事相互間のけん制を徹底しています。
- ・ 監事6名を置き、理事会に出席するとともに、半期ごとに全事業所を対象に厳正な監査を実施し、理事の業務執行の妥当性、適法性を監視しています。

また、監事のなかに常勤監事、員外監事を置き、監査の充実に努めています。

- ・ 各事業ごとに、法令等に準拠した詳細な事務マニュアルを作成し、研修会等を通じて、担当職員にその遵守を徹底しています。
- ・ 賞罰委員会を設置し、法令違反には厳しく対処する体制を整備しています。
- ・ 組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、相談・苦情窓口の「苦情相談窓口」を設置しています。

2. リスク管理への取り組み

当JAでは、経営上発生する可能性のある各種リスクに対応するため、次のとおりリスク管理に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、融資先等の経営悪化等により、融資した資金の元本ないし利子の回収が困難となり、損失を被るリスクを指します。

当JAでは、本店に独立した審査部署を設置し、審査体制の充実に図るとともに、月次の延滞管理、本店ヒアリングの実施等を通じ、債務者の状況変化に早期に対応できる体制を確立しています。また、大口の債務者については、定期的に理事会に経営状況を報告し、重要な個別

案件については理事会で対応方針を決定しています。

さらに、厳正な資産自己査定を実施し、十分な償却・引き当てにより財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、有価証券等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（総合的な資産と負債の管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、一定のルールを設定し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、状況に応じた意思決定を行っています。運用の結果については、運用部門以外のリスク管理部門が常時チェックし、定期的に理事会等に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。有価証券等も国債等の債券や上場株式に限る流動性の高い商品に限定しています。また、余裕資金（調達資金の貯金と運用資金貸出金の差額）の一定額以上を静岡県信連に預け入れ十分な支払資金を確保しています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスクなどについて、事務手続きにかかる各種諸規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミス

が発生した場合は速やかに状況を把握して理事会等に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、貯金や融資・為替などの取引に伴って発生する各種事務を適切に処理しなかったために生じる事故によって損失を被るリスクを指します。

当JAでは、電算化により事務処理の効率化を図るとともに、階層別・業務別研修会を開催し、事務処理の徹底および精度向上に努めています。

さらに、内部監査による年1回以上の監査および管理者による月次の店内検査の実施を通じ、事故の未然防止並びに事務処理の正確性の検証を行っています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、災害やコンピュータ機器・通信回線の故障などによるコンピュータ・システムの停止または誤作動、電算システムの不備によって損失を被るリスクを指します。

当JAでは端末機・ATM等自動化機器・回線等の保守管理を徹底するとともに、系統組織と連携し、システムの運用には万全を期して取り組んでおり、障害等に備え管理マニュアルを策定しています。

3. 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

4. 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：054-288-8416（月～金 8時30～17時15分））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

「信用事業」

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターの窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申出ください。

「共済事業」

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.htm>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、

①の窓口にお問合せください。

5. 金融商品の勧誘方針

当JAでは、金融商品販売法の規定に基づき下記の「勧誘方針」を定め、店頭にはポスターを掲示し、職員研修を行うなど、体制の整備に努めています。今後も商品やリスクの内容について皆様に十分ご理解いただけますよう、従来以上に職員教育に努めていきます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

静岡市農業協同組合

6. 個人情報保護方針

静岡県農業協同組合個人情報保護方針

静岡県農業協同組合
代表理事組合長 三津山 定

(平成17年4月1日制定、平成29年7月24日最終改定)

静岡県農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

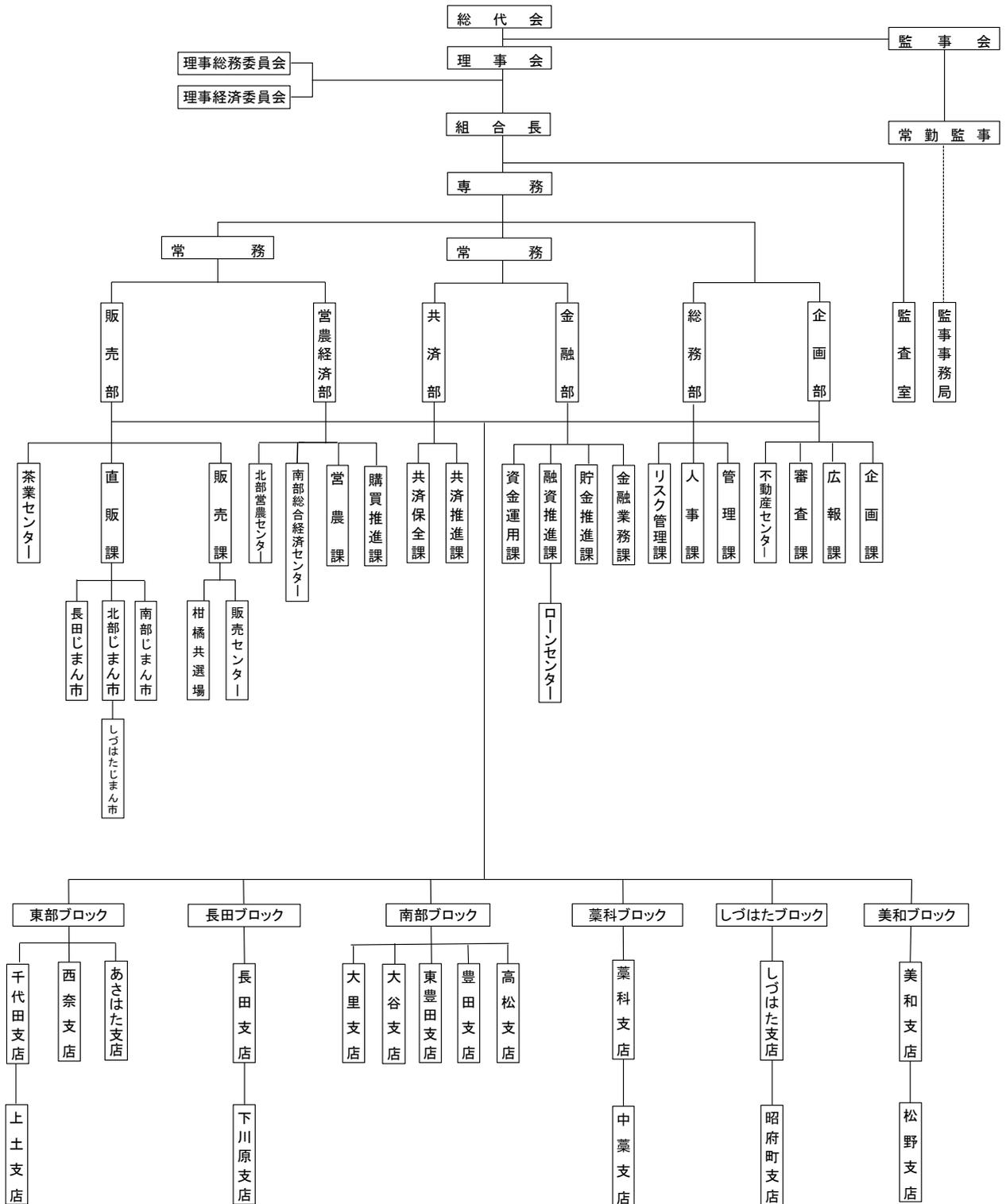
なお、「個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内」については当JAホームページでご覧いただけます。
ホームページアドレス <https://ja-shizuokashi.or.jp/>

当組合の概況

1. 組合の機構

令和7年度 静岡市農業協同組合機構図

(令和7年6月25日現在)



2. 組合員の状況

(単位：人)

資格区分	令和5年度末	当期増減		令和6年度末
		加 入	脱 退	
正組合員数	8,641	132	349	8,424
准組合員数	18,097	874	551	18,420
合 計	26,738	1,006	900	26,844

3. 組合員組織の状況

当組合の組合員組織は、組合員の自主的な組織であり、組織の規則等の改廃は組織自らが
行い、運営や活動についてJAの承認をえるような組織ではありません。ただしJAの目的
である農業・地域振興、協同組合活動、事業利用を法人であるJAと協働して行う組織であ
ることから、次の組織を組合内組合員組織としています。

(令和6年度末)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
農協青壮年部	72	長田桃生産委員会	47
農協女性部	1,014	しずおかいちじく委員会	18
茶業委員会	1,046	キウイフルーツ委員会	30
いちご委員会	87	自然薯部会	19
柑橘委員会	137	静岡市畜産振興協議会	5
葉しょうが委員会	19	南部じまん市出荷委員会	704
水稲研究会	127	北部じまん市出荷委員会	664
花卉委員会	90	長田じまん市出荷委員会	440
わさび共販委員会	79	しづはたじまん市出荷委員会	243

4. 役員の状況

(令和7年6月25日現在)

役職名	氏 名	役職名	氏 名
代表理事組合長	三 津 山 定	理 事	小 澤 友 治
代表理事専務	永 田 喜 雅	理 事	石 上 徹
常 務 理 事	大 沼 光 伸	理 事	岩 崎 隆 司
常 務 理 事	永 田 重 樹	理 事	城 塚 季 男
理 事	鈴 木 清 貴	理 事	深 井 暁 美
理 事	安 本 隆	理 事	仁 藤 眞 理 子
理 事	勝 山 實	理 事	吉 澤 敬 子
理 事	花 村 直 仁	理 事	九 藤 祐 輔
理 事	内 野 清 己	代 表 監 事	最 上 清 和
理 事	榎 本 雅 亮	常 勤 監 事	植 田 正 芳
理 事	松 永 和 秋	監 事	兼 高 吉 康
理 事	藤 浪 友 章	監 事	望 月 敬 史
理 事	望 月 孝 則	監 事	梶 山 淑 弘
理 事	川 口 忠 孝	員 外 監 事	糟 屋 眞 弘
理 事	森 谷 保 俊		

5. 会計監査人の状況

法人名	みのり監査法人	
所在地	東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町（主たる事務所の住所）	
設立	平成29年6月30日	
代表者	理事長：大森 一幸	
主なクライアント	・法定監査等（主な監査先）	農業協同組合 農業協同組合連合会 信用協同組合 事業会社（金商法・会社法）

6. 職員の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正職員	437	411	397	380	356
正職員に準ずる者	121	103	101	117	122
合計	558	514	498	497	478

注：「正職員に準ずる者」とは、正職員に準ずる身分(労働条件)で、雇用期間が概ね1年以上継続している者を表します。なお、上記人数の中には、臨時的・季節的雇用者は含んでおりません。

7. 役員・職員の報酬について

当JAの役員報酬については、報酬総額が正組合員等が構成員の審議会の答申に基づき、毎年度総代会で決定され、役員個別報酬額は責任等に応じ理事会等で決定しています。また退職慰労金はあらかじめ総代会で決められた基準に従い、支払年度の総代会で決定しています。いずれの報酬も業績により連動する体系ではなく賞与等や割増退職金制度はありません。

職員の給与は給与規程で規定していますが、年額報酬で当JAの常勤役員報酬の平均を超える重要な職員はおりません。また、子会社役員職員も当JAの常勤役員報酬平均を超える者はおりません。

8. 沿革・歩み

昭和39年10月1日に旧静岡市内24農協の内13農協が合併し静岡市農協として発足しました。続いて昭和41年2月28日に3農協が合併し城北農協として発足、さらに昭和41年3月31日に6農協が合併し安倍農協として発足し、第一次合併が終了しました。

平成4年9月1日には、当時の県下の大規模な大型合併気運の高まりの中、旧静岡市内5農協（安倍農協、静岡市農協、静岡市長田農協、城北農協、静岡市千代田農協）が足並みを揃え合併し、新生「JA静岡市（静岡市農協）」として発足しました。

平成20年度からはこれまで3月開始であった事業年度を4月開始としました。

9. 店舗・地区等の状況

(1) 地区

当 J A は、静岡市のうち葵区、駿河区を地区としています。

(2) 店舗等

令和7年6月25日現在

店舗名	住 所	電話番号	ATM設置 台数	金融事業以外の主な事業の概要
本店	静岡市駿河区曲金5丁目4-70	054-285-8311	-	共済・購買・販売
美和支店	静岡市葵区安倍口新田537-1	054-296-1121	2	共済・購買業務
松野支店	静岡市葵区松野30	054-294-1322	1	共済業務
しづはた支店	静岡市葵区下1459-1	054-294-9511	2	共済・購買業務
昭府町支店	静岡市葵区昭府1丁目18-13	054-271-1956	1	共済業務
藁科支店	静岡市葵区羽鳥4丁目1-21	054-278-7185	2	共済業務
中藁支店	静岡市葵区大原878-1	054-270-1121	1	共済・購買業務
高松支店	静岡市駿河区宮竹1丁目5-20	054-237-3265	2	共済業務
豊田支店	静岡市駿河区曲金5丁目4-70	054-288-8460	2	共済業務
東豊田支店	静岡市駿河区池田465	054-261-9308	1	共済業務
大谷支店	静岡市駿河区西大谷5-3	054-237-1371	1	共済業務
大里支店	静岡市駿河区西脇28-1	054-285-9148	2	共済業務
長田支店	静岡市駿河区手越原288-2	054-259-3221	2	共済業務
下川原支店	静岡市駿河区下川原6丁目25-25	054-258-3138	2	共済業務
あさはた支店	静岡市葵区岳美15-65	054-245-7211	2	共済・購買
西奈支店	静岡市葵区瀬名中央4丁目5-39	054-261-1177	2	共済業務
千代田支店	静岡市葵区沓谷5丁目1-1	054-261-3461	2	共済業務
上土支店	静岡市葵区川合3丁目11-9	054-261-8022	1	共済業務

なお、上記以外に店外設置の A T M を 18 台設置しております。
また、経済事業等の施設として、南部総合経済センター、北部営農センター、販売センター、集荷場、加工場、不動産センター等の施設を保有しております。

当 J A には、特定信用事業代理業者はありません。

事業のご案内

1. 主な事業の内容

J A静岡市では、皆様の農業や暮らしに「役立つ・なくてはならないJ A」として、いろいろな事業に取り組んでいます。

どなたでもお気軽にご利用いただける、身近で便利な頼れるJ Aです。
当J Aの主な事業についてご案内いたします。

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

・貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

・貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

・為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

・その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、貸金庫のご利用、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

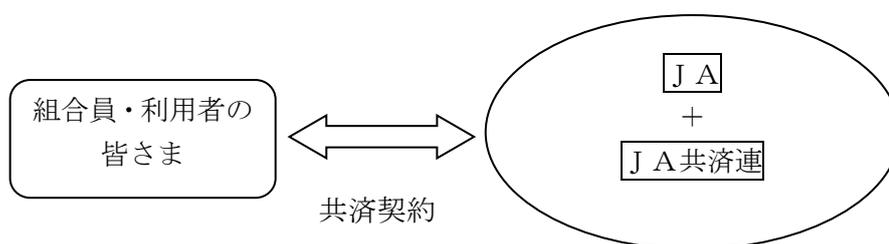
(2) 共済事業

共済事業は、相互扶助の精神から生まれた協同組合共済で、一般の保険でいう生命保険と建物や自動車などの損害保険の両方の機能を兼ね備えています。

万一の病気や災害に備えて、組合員が協同して保障と損害の回復を図り、農業経営や生活の安定を目指すため、幅広い保障を提供しています。

◆ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積立などを行っています。

・生命総合共済

ライフサイクルとニーズに合わせた保障と万一の病気や不慮の災害などによるケガ、入院等への備えに応える終身共済、医療共済、養老生命共済、こども共済、がん共済、引受緩和型定期医療共済、介護共済を取り扱いし、こども共済は、お子様の学資づくりにも最適です。

・建物更生共済

大切なお住まいや家財・営業用什器備品が火災や自然災害・地震などで損害を受けた時に保障する共済です。

積立タイプの共済ですので、満期時には満期共済金をお受け取りになれます。

・年金共済

豊かな老後のために年金保障のお手伝いができる共済です。

・短期共済

短期間の共済として、自動車共済、自賠責共済、傷害共済、火災共済等を取り扱っています。特に、自動車共済は割安な掛金で、車両保障、対人・対物賠償、搭乗者傷害等にご加入でき、自賠責共済とセット加入により、さらに掛金が割引されるほか、示談代行、自動車事故の夜間休日受付等も行っていますので安心です。

・サービス・その他

一定額以上の長期共済契約保有者による「共済友の会」の会員相互の親睦と交流への助成を実施しています。また、生命系共済一定額以上の加入者（契約者・被共済者）を対象とし、健康管理を踏まえた人間ドックの実施と、生命総合共済、建物更生共済、火災共済の契約者が所有し自己の居住の用に供する住宅が、火災又は自然災害により居住できなくなった場合、応急仮設住宅の貸与を行っています。

(3) 指導事業

指導事業は、地域農業の振興、組合員の農業生産に必要な営農技術指導、地域の皆様に役立つ生活指導、青壮年部活動、女性部活動等幅広く行っています。

また、農家経営のコンサルタントや農家所得の税務申告指導を行うと共に、「食の安全・安心」への取り組みを積極的行っています。

(4) 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。

当JAは、お茶が主幹作物で、「静岡本山茶」として全国的にも知られています。お茶の他、いちご、葉生姜、みかんの4品目で、JA静岡市が取り扱う農畜産物取扱高の60%以上を占めています。その他に桃、山葵、葉ねぎ、自然薯、椎茸類等の特産物も取り扱いしています。

また、ファーマーズマーケット「じまん市」を5店舗開設し、産地や生産者の顔が見え、信頼のおける農産物を直売する地産池消の店として評価をいただいています。

(5) 購買事業

購買事業は、組合員の農業生産に必要な生産資材から、組合員及び皆様の生活するうえで必要な食料品から資材等まで幅広く取り扱っています。

・一般購買

営農経済センターの購買窓口で、飼料、肥料、農薬、農業機械、自動車等の生産資材をはじめ、生活に必要な米、食料品、日用品等ご購入いただけます。農業機械については、農機サービスセンターを設け修理等行っています。

・LPガス

多くの組合員、地域の皆様にご利用いただいております。マイコンメータを設置し安全化対策を行うとともに、安定供給に努めています。

(6) 葬祭事業

平成20年10月より地域の皆様へのサービス向上を目指すため、(株)JA静岡市やすらぎセンターとして発足いたしました。

(7) 加工事業

茶業センターとして、静岡市内の荒茶工場より直接お茶を仕入れ、加工して「本山茶」を主体に全国の間屋、小売店に販売しております。また、お茶の小売所を設置し「地産地消」にもつとめております。

(8) 開発事業

開発事業は、組合員を対象とした資産の管理・有効活用や専門家による税務・法律対策についての相談・コンサルティング業務を行っています。

また、宅地建物取引業者免許を保有し、組合員の経営する賃貸施設への入居者の仲介、土地・建物の賃貸借や売買の仲介など、不動産業者と同様な業務を行い、一般の個人や法人の皆様に幅広くご利用いただいています。

市街化区域内農地の宅地並み課税対策として、「生産緑地制度」の申請受付及び資産運用活用について組合員の相談業務を行っています。

(9) その他

農業関連施設及び事業

- ・花卉集出荷場（花卉集出荷及び苗の生産）
- ・茶業振興センター（お茶の製造指導施設）
- ・農産物集出荷場（いちご・柑橘等の集出荷施設）
- ・農林産物加工センター（味噌等の食品加工ができる施設）

2. JAバンク基本方針・系統セーフティネット

「JAバンク基本方針」について

「JAバンク基本方針」は、「JAバンクシステム」を確立するため、JA・信連・農林中金が一体となって取り組むべき基本的な事項について、JAバンクの総意として定める「行動規範」です。

JAバンク基本方針の概要

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
- 3 資金を安全・効率的に運用し、体制・能力を超えた資金運用を防止
- 4 破綻未然防止のため、問題の早期発見により経営改善を行い、改善困難な場合には速やかに組織統合を実施
- 5 指定支援法人*に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施

*指定支援法人：(一社)ジェイエイバンク支援協会が、指定支援法人としての役割を担っています。

II 「JAバンク会員」の役割等

- 1 農林中金の役割 (JAバンクの総合戦略の樹立、JA・信連に対する必要な指導、「JAバンク中央本部」の設置・運営、特定承継会社を適切に運営、JA・信連の会計監査人との間で情報連携を図る)
- 2 JA・信連の役割 (農林中金の指導の遵守、「JAバンク県本部」の設置・運営、一体的な事業運営への取組)
- 3 中央会との連携 (JAバンクシステムの適切な運営のため、必要に応じ中央会と連携)

III 「JAバンク会員」の責務

- 1 JAバンクの一体的事業運営 (JAバンクの総合戦略に基づく一体的な事業運営)
- 2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保 (信連・農林中金への資金預入、相互援助預金預託基準・余裕金運用自主ルール遵守)
- 3 経営状況の報告等 (経営管理資料、その他経営状況に関する事項について農林中金に報告、農林中金が求める調査の対応)
- 4 資金運用制限ルールの遵守 (実質自己資本比率、業務執行体制にかかる基準に該当した場合、体制・体力に応じた資金運用範囲の制限)
- 5 経営改善ルールの遵守 (経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強等経営改善策の確実な実行)
- 6 組織統合ルールの遵守 (経営継続上の重大な問題が生じた場合、信連・農林中金への信用事業譲渡等を実施)
- 7 会計監査人監査等への適切な対応 (内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人監査に基づいて経営の透明性及び信頼性を確保)
- 8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守 (信連・農林中金への信用事業譲渡を行う場合、計画を策定し実践)
- 9 指定支援法人への財源拠出 (毎年度必要な財源を拠出)

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い
- 3 「JAバンク」商標、及びこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
- 4 指定支援法人の支援

V 基本方針等を遵守しない会員に対する措置 (ペナルティー)

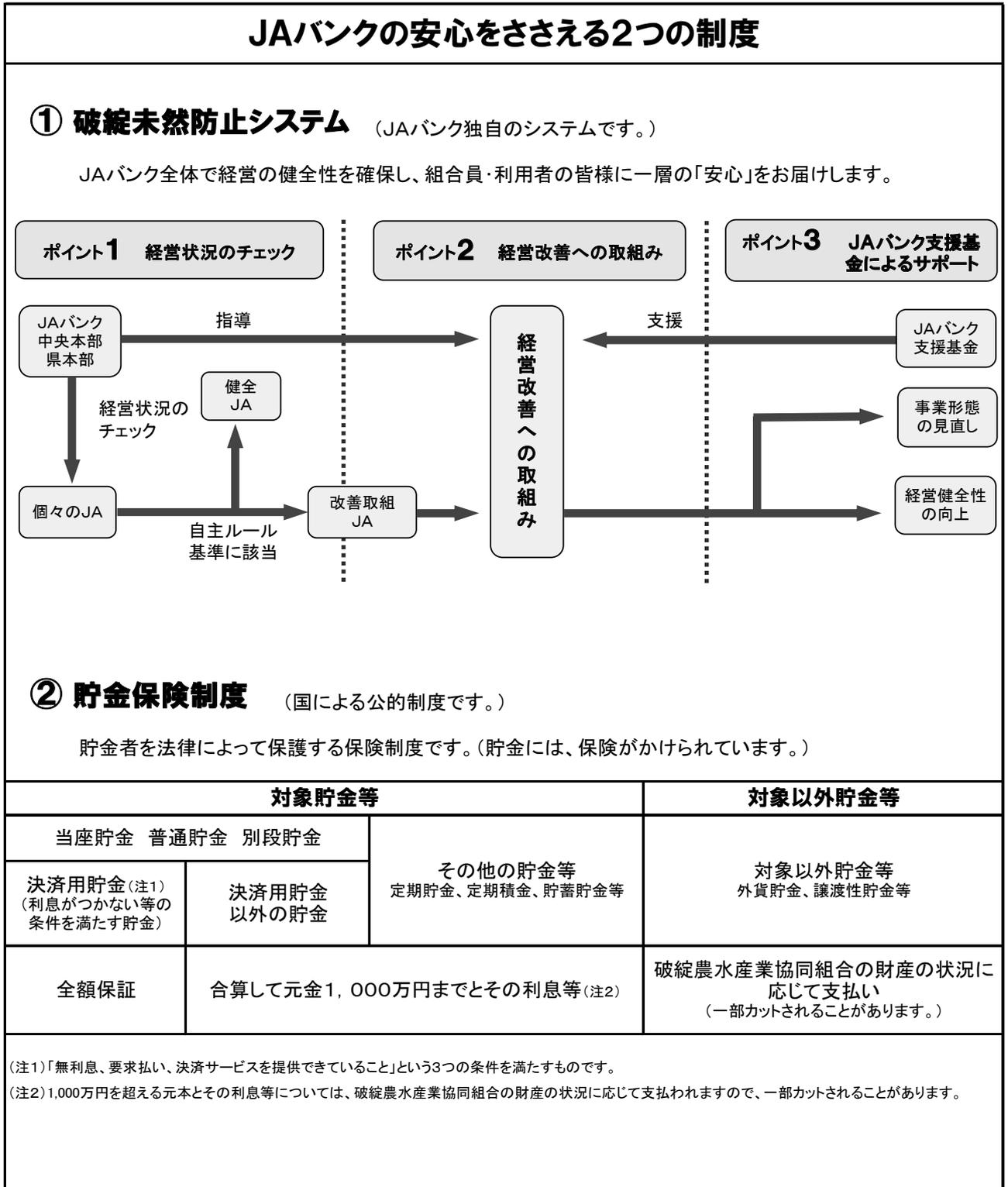
基本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は勧告・警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、会員からの強制脱退措置を講ずる。

VI 基準等の変更

金融情勢・JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの信頼性を確保する観点から、基本方針の内容・基準について毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

「セーフティネット」について

当JAは、リスクに対応した経営と自己資本の充実に努めています。皆様の貯金はJAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」との2重のセーフティネットで守られています。



3. 商品・サービスのご案内【信用事業のご案内（主な取扱商品）】

貯 金

(令和7年7月現在)

種 類	内 容	期 間	預入単位等
普通貯金	いつでも出し入れができ、お財布代わりにご利用できます。この口座は年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。 さらにキャッシュカードでCD/ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。 貯金保険制度により全額保護される、無利息の普通貯金無利息型（決済用）もあります。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
総合口座	普通貯金に定期性貯金（メリットツー・スーパー定期・大口定期・期日指定定期・変動金利定期）・定期積金をセットすることで、定期貯金・定期積金残高の90%（千円未満切捨て）、最高200万円まで貸越できる大変便利な商品です。「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えています。年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。 さらにキャッシュカードでCD/ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。 貯金保険制度により全額保護される、総合口座（普通貯金無利息型（決済用））もあります。 個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて6段階の金利が設定されています。なお、給与・年金等の自動受取や公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。 個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
当座貯金	お客様からのご依頼により決済資金をお預かりし、手形・小切手の支払いを行うための口座です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。 無利息です。
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。解約の場合2日前までにご連絡いただきます。	特に期間の定めはございません。（ただし7日間の据置期間が必要です。）	お預け入れは最低5万円以上1円単位。
メリットツー	複数ある定期貯金を順次まとめていく、おまとめサービス機能と、一定の据置期間経過後の一部（*）支払機能のある定期貯金です。貯めながら、必要な時はいつでもお引き出しができる便利な定期貯金です。個人のお客様専用商品です。 *基準定期の利率に設定されている金額階層を下回る一部支払はできません。	1年、3年の定型方式です。	お預け入れは1円以上1円単位。 おまとめの対象定期として追加でお預け入れすることができます。
期日指定定期貯金	金利は店頭表示されます。利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据置期間後は、1か月前までにご連絡いただくことにより、いつでもお引き出しできます。個人のお客様専用商品です。	最長3年（据置期間1年） （満期日の指定は1か月前までにご連絡いただきます。）	お預け入れは1円以上300万円未満で1円単位。
スーパー定期	金利は店頭表示されます。複利型の定型方式3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は有利な半年複利（個人のお客様専用）があります。	単利型は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式と1か月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	お預け入れは1円以上1円単位。
大口定期貯金	金利は店頭表示されます。大口資金の運用に有利な商品です。単利型のみとなります。	定額方式は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年。 期日指定方式は1か月超5年未満。	お預け入れは1,000万円以上1円単位。

種 類	内 容	期 間	預入単位等
変動金利定期貯金	金利は店頭表示されます。また、お預け入れ日以降6か月毎に適用金利の見直しを行います。	1年、2年、3年	お預け入れは1円以上1円単位。
定期積金	ご計画に合わせ積み立てていく商品です。利回りは店頭表示されます。 (定額式) 毎回一定の金額のお積み立て (目標式) ご計画に合わせ目標額と期間を決定 (逓増式) 1年毎、掛金をアップさせ大きく貯める (満期分散式) 毎年、満期金を受け取るタイプの定期積金 なお、満期時のお取扱いについて、自動満期処理の特約(定期貯金作成、口座振込)および自動再契約の特約を付加することが可能です。	定額式、目標式は6か月以上60か月以内 逓増式は24か月、36か月、48か月、60か月 満期分散式は、36か月、48か月、60か月	定額式、目標式、逓増式のお預け入れは1回あたり1,000円以上1円単位。 満期分散式のお預け入れは、1回あたり3,000円以上(契約年数×1,000円)1円単位。
年金定積	当JAにて年金をお受取りのお客様または新たに年金のお受取りを当JAにご指定いただいた方が対象です。年金受取りに合わせ、2か月毎の周期で積立てすることが可能です。	1年以上5年以内	お預け入れは1回あたり1,000円以上1円単位
積立式定期貯金 一括預入年金型	まとまった金額を一括で預け入れ、1、2、3、6か月毎に受け取りができます。	据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。(初回定期の預入満期日を除く)	お預け入れは10万円以上1円単位。
積立式定期貯金	指定された積立間隔(1、2、3、6か月)毎に積立て(随時積立も可)、お受け取りは一括受取型(満期型)、年金型、一般型(エンドレス型)の3種類。	一般型(エンドレス型)は特に期間の定めはございません。 一括受取型(満期型)は積立期間6か月以上10年以下、据置期間1か月以上3年以下。 年金型は積立期間12か月以上、据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。	お預け入れは1回あたり1円以上1円単位。
財形貯蓄	勤労者のための財産形成貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして有利に積立できます。財形住宅と財形年金合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。		
一般財形貯金	貯蓄目的は自由です。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。(お引き出しの1か月前までにご連絡いただきます。)	3年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な目的貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形年金貯金	在職中に退職後のために積立を行い、60才以降に年金方式(2か月又は3か月毎のお受け取り)でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される便利な貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上積立、据置4か月又は6か月～5年以内、受取5年以上～20年以内	お預け入れは1円以上1円単位。
子育て支援定期積金「すくすく」	「しずおか子育て優待カード」「しずおか子育て優待カードアプリ」「他都道府県の子育て支援サポート事業」の対象者となる18歳未満のお子様がいる保護者の方は、契約時の定期積金店頭表示利回りに+0.15%を上乗せし満期時まで適用される有利な商品です。名義は保護者・お子様どちらでも契約できます。お取扱いは令和10年3月31日までです。	2年以上5年以内	お預け入れは1回あたり、1,000円以上1円単位。(契約額は50万円以上)
子育て支援定期積金「すくすくプラス」	「しずおか子育て優待カード」「しずおか子育て優待カードアプリ」「他都道府県の子育て支援サポート事業」の対象者となる18歳未満のお子様がいる保護者の方で、かつ、児童手当をJAに振込指定されている方に、契約時の定期積金店頭表示利回りに+0.20%を上乗せし満期時まで適用される有利な商品です。名義は保護者・お子様どちらでも契約できます。お取扱いは令和10年3月31日までです。	2年以上5年以内	お預け入れは1回あたり、1,000円以上1円単位。(契約額は50万円以上)

ローン

(令和7年7月現在)

ローン名		J A住宅ローン (J A統一ローン)		
項目		J A住宅ローン (一般型)	J A住宅ローン (100%応援型)	J A住宅ローン (借換応援型)
お使用みち		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、増改築 住宅又は土地の購入 上記借入とあわせた金融機関等の目的型ローン等の借換 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、増改築 住宅又は土地の購入 上記借入とあわせた金融機関等の目的型ローン等の借換 	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の住宅ローンの借換 借換とあわせた増改築 上記借入とあわせた金融機関等の目的型ローン等の借換
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 勤続年数1年以上の方(自営業の方は3年以上) 団体信用生命共済(保険)に加入できる方 		
ご利用方法	ご利用金額	10万円以上20,000万円以内(1万円単位)		
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上50年以内(1か月単位) ※40年超は新築住宅の建築・購入に限る 	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上40年以内(1か月単位) ※原則として現在借入中の住宅ローンの残存期間内 	
	ご返済方法	元利(又は元金)均等毎月返済(ボーナス併用可)		
	保証	県農業信用基金協会の保証		
	担保	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。 原則として融資対象住宅に火災共済(保険)を付保し質権を設定いたします。 		

ローン名		J Aリフォームローン (J A統一ローン)		
項目				
お使用みち		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増改築・改装・補修及び住宅関連設備等の設置にかかる工事費用 他金融機関等からお借入中のリフォーム資金の借換 		
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 住宅をお持ちの方または家族が住宅をお持ちの方 満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 勤続年数3年以上の方 団体信用生命共済(保険)に加入できる方(貸付期間が10年以内は任意加入) 		
ご利用方法	ご利用金額	10万円以上1,500万円以内(1万円単位)		
	ご利用期間	1年以上20年以内		
	ご返済方法	元利均等毎月返済(ボーナス併用可)		
	保証	県農業信用基金協会の保証		
	担保	不 要		

ローン名 項目		J A住宅ローン (J Aバンクローン)		
		新築・購入コース	借換コース	リフォームローン
お使用みち		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、購入 住宅用土地の購入 住宅の増改築、改装、補修 上記借入とあわせた金融機関等の目的型ローン等の借換 	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の住宅ローンの借換 借換とあわせた増改築 上記借入とあわせた金融機関等の目的型ローン等の借換 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増改築、改装、補修 リフォーム部分の借換
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 勤続年数1年以上の方 団体信用生命共済(保険)に加入できる方 		<ul style="list-style-type: none"> 地区内に在住又は在勤の方 満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上20,000万円以内(1万円単位)		・10万円以上2,000万円以内(1万円単位)
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上50年以内(1年単位) ※40年超は新築住宅の建築取得に限る 	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上40年以内(1年単位) ※現在借入中の住宅ローンの残存期間内または40年から経過年数を差し引いた範囲内 	・6か月以上20年以内(1か月単位)
	ご返済方法	・元利(又は元金)均等毎月返済(ボーナス併用可)		・元利均等毎月返済(ボーナス併用可)
	保証	・協同住宅ローン(株)(KHL)の保証		
	担保	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。 原則として融資対象住宅に火災共済(保険)を付保し質権を設定いたします。 		不 要

ローン名 項目		J Aマイカーローン	マイカーローンN
		お使用みち	
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 満18歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方 勤続年数6か月以上の方 前年度税込年収が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内に在住または在勤の方 満18歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方 継続して安定した収入がある方
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上1,000万円以内(1万円単位)	
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 6か月以上15年以内 ※借換の場合は15年から経過期間を差し引いた範囲内 	・6か月以上15年以内
	ご返済方法	・元利均等毎月返済(ボーナス併用可)	
	保証	・県農業信用基金協会の保証	・三菱UFJニコス(株)の保証
	担保	不 要	

項目		J A教育ローン	スーパー教育ローンN (カードローンタイプ)
お 使 い み ち		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学金、授業料、学費等教育に関する全ての資金 ・ 他金融機関から借入中の教育資金の借換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学金、授業料、学費等教育に関する全ての資金
ご 利 用 いた だ け る 方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員の方 ・ 満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 ・ 教育施設に就学予定又は就学中のご子弟を有している方 ・ 勤続年数6か月以上の方 ・ 前年度税込年収が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内に在住または在勤の方 ・ 契約時の年齢が満18歳以上65歳未満 ・ 教育施設に就学予定又は就学中のご子弟を有している方、もしくはご本人 ・ 継続して安定した収入がある方
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	・ 10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	・ 極度額10万円以上700万円以内 (10万円単位)
	ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以上15年以内(据置期間を含む) ※借換の場合は現在借入中の教育資金の残存期間内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで ・ 新規貸越可能期間は対象子弟または申込本人の卒業年度末日以内
	ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等毎月返済(ボーナス併用可) ・ 元利均等年2回返済 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規貸越可能期間中は利息(保証料含む)のみ返済 ・ 新規貸越可能期間終了後は借入極度額に応じて指定された返済元金と別途利息(保証料含む)を返済
	保 証	・ 県農業信用基金協会の保証	・ 三菱UFJニコス㈱の保証
	担 保	不 要	

ローン名		J Aクローバローン
項目		
お 使 い み ち		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活に必要な一切の資金 (負債整理資金、営農資金及び事業資金等は除く。)
ご 利 用 いた だ け る 方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員の方 ・ 満18歳以上で完済予定時満71歳未満の方 ・ 勤続年数6か月以上の方 ・ 前年度税込年収が150万円以上の方
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	・ 10万円以上300万円以内(1万円単位)
	ご 利 用 期 間	・ 6か月以上5年以内
	ご 返 済 方 法	・ 元利均等毎月返済(ボーナス併用可)
	保 証	・ 県農業信用基金協会の保証
	担 保	不 要

ローン名	カードローンN	
項目		
お 使 い み ち	・生活に必要な一切の資金	
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に在住または在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上70歳未満の方 ・継続して安定した収入がある方 	
ご 利 用 方 法	ご利用金額	・極度額10万円以上500万円以内（10万円単位）
	ご利用期間	・契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで （契約者から解約の意思表示がなく、JA所定の点検により契約更新に支障がないと判断した場合は1年間延長。）
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日：毎月5日 ・返済額 次のいずれか少ない金額とする <ul style="list-style-type: none"> ：前月約定返済日の貸越残高の2%（万円未満切り上げ） ：当月約定返済日前日の貸越残高
	保 証	・三菱UFJニコス㈱の保証
	担 保	不 要

手数料のご案内 (手数料については消費税を含んだ金額を表示しています。)

●為替手数料

◎振込手数料 (公金扱い含む)

金額区分	手数料(消費税込)		
3万円以上	J A	同一店舗	0円
		本店宛	440円
		系統県内宛	550円
	系統県外及び他行宛		880円
3万円未満	J A	同一店舗	0円
		本店宛	220円
		系統県内宛	330円
	系統県外及び他行宛		660円

◎自動集送金手数料

金額区分	手数料(消費税込)		
3万円以上	J A	同一店舗	0円
		本店宛	110円
		系統県内宛	330円
	系統県外及び他行宛		550円
3万円未満	J A	同一店舗	0円
		本店宛	110円
		系統県内宛	110円
	系統県外及び他行宛		330円

※自動集金は同一店舗、本店宛宛に限ります。

◎代金取立手数料

取立の種類	取立方法	手数料(消費税込)
手形・小切手 配当金領収書等	電子交換	660円
個別取立	普通	1,100円
	至急	1,650円
全国農協観光発行クーポン		220円

※当組合の小切手の取扱いについては無料です。

◎送金手数料

送金の種類	手数料(消費税込)
本店・系統県内J A宛	440円
系統県外J A及び他行宛	880円

◎その他諸手数料 (1件あるいは1通)

種類	手数料(消費税込)	
送金・振込組戻料	880円	
電子交換	取立手形組戻料	1,100円
	不渡手形返却料	
個別取立	取立手形組戻料	1,100円
	取立手形店頭呈示料	
不渡手形返却料		

※別途、実費をお支払いいただけます。

●貸付関連手数料

種類・内容	手数料(消費税込)	
繰上返済 貸出残期間 1年未満の 全額繰上は無料	資産活用資金 固定金利 全額繰上	33,000円
	住宅ローン 変動金利 一部繰上	11,000円
	その他資金ローン 全額・一部繰上	11,000円
個人 ネットバンク (1B)	住宅関連ローン 一部繰上(1B)	2,750円
	生活関連ローン 一部繰上(1B)	2,750円
融資可能証明書	カードローン 借入・返済(1B)	無料
	事業性貸付金	11,000円
条件変更(担保変更を伴う条件変更は、担保事務取扱手数料に準ずる)	非事業性貸付金	5,500円
	担保事務取扱手数料	5,500円
担保事務取扱手数料	資産活用資金・事業性資金	55,000円
	住宅ローン	33,000円
	その他	33,000円
	質権設定(確定日付)	1,100円
徴求書類費用	実費	
保証契約に関する情報提供書	1,100円	

●国債関連手数料

口座管理手数料(月額)	無料
-------------	----

●媒体持ち込み手数料

(事業用)

持込媒体	手数料(消費税込)
USB・CD-R等記憶媒体(1媒体につき)	5,500円
任意紙媒体(1媒体につき)	5,500円
振込依頼書(連記式)の振り込み依頼件数が10件以上	5,500円
振込依頼書(単票)10枚以上	5,500円

(事業用以外) 自治会等

持込媒体	手数料(消費税込)
任意紙媒体	2,200円
振込依頼書(連記式)の振り込み依頼件数が10件以上	2,200円
振込依頼書(単票)10枚以上	2,200円

●両替手数料 (1日につき)

両替枚数(紙幣・硬貨 合計枚数)	手数料(消費税込)
101~300枚	220円
301~500枚	330円
501~1,000枚	550円
1,001~2,000枚	1,100円
以降500枚ごと	550円加算

※以後、1,000枚までごとに330円ずつ加算させていただきます。

※硬貨勘定後に取消された場合についても手数料をいただきます。

※手数料対象枚数は、持参の枚数・持ち帰りの枚数のどちらか多い方といたします。

※1日に複数回の依頼につきましては枚数を合算(全支店通算)して判定いたします。

●硬貨取扱手数料 (1日につき)

種類	取扱枚数(硬貨合計枚数)	手数料(消費税込)
組合員	301~500枚	0円
	501~1,000枚	0円
	1,001~2,000枚	550円
	以降500枚ごと	550円加算
員外	301~500枚	330円
	501~1,000枚	550円
	1,001~2,000枚	1,100円
	以降500枚ごと	550円加算

※枚数の換算は各传票の合計枚数といたします。(入出金・為替・契約・収納等)

※硬貨勘定後に取消された場合についても手数料をいただきます。

※組合員様判定は、取引口座貯金者名・振込依頼人名・納付者等によります。

※1日に複数回の依頼につきましては、枚数を換算(全支店通算)し判定いたします。

●貯金関連手数料

◎再発行手数料

種類	内容	手数料(消費税込)
通帳・証書	1冊(枚)につき	1,100円
キャッシュカード (IC・一体型・一体型分離)	1枚につき	

◎証明書発行手数料(1通につき)

項目	内容	手数料(消費税込)	
取引明細(信連センター作成)	1通につき	2,200円	
残高証明書	自農協書式(定例・窓口発行)	店頭・郵送	550円
	その他書式(監査法人等)	店頭・郵送	1,100円
相続貯金仮払履歴証明書	店頭・郵送	550円	

◎その他手数料

項目	内容	手数料(消費税込)
当座貯金口座の開設	1口座	11,000円
署名鑑印刷登録料	—	3,300円
当座勘定入金帳	1冊	440円
ICキャッシュカード(単体型)発行	1枚につき	無料
キャッシュカード代理人カード発行	1枚につき	1,100円
自己宛小切手	1枚	550円
小切手帳	1冊(50枚)	5,500円
	1冊(25枚)	2,750円
約束手形	1冊(50枚)	5,500円
	1冊(25枚)	2,750円
口座振替	帳表	110円
	MT・FD・データ伝送扱い	55円
手形貸付用約束手形	1枚	110円
個人情報開示手数料	—	1,100円
通帳いから有通帳への切替	1冊	1,100円

※口座振替手数料は振替依頼件数に手数料を乗じた額をいただきます。

手数料のご案内 (手数料については消費税を含んだ金額を表示しています。)

●ANSER系手数料

◎基本料 [月額]・利用料

サービス		利用機器	手数料(消費税込)
基本料金 (月額)	照会	テレフォン	0円
		FAX	1,100円
		ホームユース	
		個人ネットバンク	0円
	通知	テレフォン	0円
		FAX	-
		ホームユース	
		個人ネットバンク	0円
	資金移動	テレフォン	1,100円
		FAX	
		ホームユース	0円
		個人ネットバンク	
利用料金	照会 通知 資金移動	テレフォン	0円
		FAX	
		ホームユース	
		個人ネットバンク	

※資金移動の場合はその都度、別途所定の振込手数料をいただきます。

※「照会」と「資金移動」の両サービスを利用する場合は、照会基本料を免除いたします。

◎ANSER振込手数料

金額区分			手数料(消費税込)
3万円以上	J A	同一店舗	0円
		本支店宛	110円
		系統県内宛	330円
		系統県外及び他行宛	550円
3万円未満	J A	同一店舗	0円
		本支店宛	110円
		系統県内宛	110円
		系統県外及び他行宛	330円

●法人ネットバンク手数料

◎月額利用料

サービス内容	手数料(消費税込)
基本サービス(照会・振込サービス)	1,100円
基本サービス(照会・振込サービス)＋データ伝送サービス	2,200円

◎振込・振替手数料

種類	金額区分			手数料(消費税込)	
振込 振替	3万円以上	J A	同一店舗	0円	
			本支店宛	110円	
			系統県内宛	330円	
			系統県外及び他行宛	550円	
	3万円未満	J A	同一店舗	0円	
			本支店宛	110円	
			系統県内宛	110円	
			系統県外及び他行宛	330円	
	総合 振込	3万円以上	J A	同一店舗	0円
				本支店宛	110円
				系統県内宛	330円
				系統県外及び他行宛	550円
3万円未満		J A	同一店舗	0円	
			本支店宛	110円	
			系統県内宛	110円	
			系統県外及び他行宛	330円	
給与 賞与 振込		3万円以上	J A	同一店舗	0円
				本支店宛	0円
				系統県内宛	110円
				系統県外及び他行宛	330円
	3万円未満	J A	同一店舗	0円	
			本支店宛	0円	
			系統県内宛	110円	
			系統県外及び他行宛	330円	
	口座振替	振替依頼件数1件につき(税込)		55円	

●JA静岡市ATMでの利用手数料

JA静岡市や提携機関のキャッシュカードでJA静岡市のATMをご利用になる場合の利用手数料です。

残高照会は無料でご利用になれます。

(消費税込)

	時間帯	取引	JAバンク	提携金融機関			
				静岡銀行	三菱UFJ銀行	ゆうちょ銀行	その他の金融機関
平日	8:45 ～ 18:00	入金	無料	—	—	—	—
		出金		無料	無料	110円	110円
	18:00 ～ 終了時	入金	無料	—	—	—	—
		出金		220円	110円	220円	220円
土曜	8:45 ～ 9:00	入金	無料	—	—	—	—
		出金		—	—	—	—
	9:00 ～ 14:00	入金	無料	—	—	—	—
		出金		110円	110円	110円	110円
	14:00 ～ 終了時	入金	無料	—	—	—	—
		出金		220円	110円	220円	220円
日曜 祝日	9:00 ～ 終了時	入金	無料	—	—	—	—
出金	220円	110円		220円	220円		

●ATM振込手数料

◆ATMのお取扱時間は設置場所により異なりますので、詳しくはご利用先の店舗にてお問い合わせください。

振込方法	金額区分	J A			系統県外及び他行宛
		同一店舗	本支店宛	系統県内宛	
ATM	3万円以上	0円	110円	330円	550円
※①	3万円未満	0円	110円	110円	330円
ATM	3万円以上	110円	220円	440円	660円
※②	3万円未満	55円	110円	220円	440円

※① 県内JAキャッシュカードにて振込の場合。

※② 県外JA・他行キャッシュカードにて振込の場合。

(別途、上記ATM利用手数料がかかります。)

(注1) ゆうちょ銀行・信託銀行・新生・あおぞら・商工中金のキャッシュカードは使用で

●口座管理手数料

きません。

(注2) ゆうちょ銀行・信託銀行・新生・あおぞら・商工中金・コンビニATMでの振込はできません。

※令和3年10月1日以降に新規口座開設され、2年以上未利用の口座にかかる手数料です。詳細は窓口までおたずねください。

項目	手数料(消費税込)
未利用口座管理手数料(年間)	1,320円

経営資料編

1. 決算の状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) キャッシュ・フロー計算書
 - (4) 注記表
 - (5) 剰余金処分計算書
 - (6) 部門別損益計算書
2. 経営指標
 - (1) 損益の推移
 - (2) 主な財産状況等の推移
 - (3) 剰余金の配当状況
 - (4) 主な諸比率の状況
3. 信用事業の状況
 - (1) 貯貸率及び貯証率の状況
 - (2) 信用事業収支の状況
 - (3) 資金運用・調達の状況
 - (4) 受取利息・支払利息の増減
 - (5) リスク管理債権（貸出金）の状況
 - ① リスク管理債権の内容
 - ② リスク管理債権に対する対応状況
 - (6) 金融再生法開示債権の状況
 - (7) 貸倒引当金の状況
 - (8) 貸出金償却の状況
 - (9) 貸出金等の状況
 - ① 貸出金種類別残高（構成比）
 - ② 運転資金・設備資金別残高
 - ③ 業種別貸出金残高（構成比）
 - ④ 貸出金担保別内訳
 - ⑤ 債務保証担保別内訳
 - ⑥ 営農類型・資金種類別残高
 - ⑦ 農業関係の受託貸付金残高
 - (10) 貯金の状況
 - ① 貯金種類別残高（構成比）
 - (11) 有価証券等の状況
 - ① 有価証券種類別残高（構成比）
 - ② 有価証券の残存期間別残高
 - ③ 商品有価証券種類別残高（構成比）
 - ④ 有価証券の時価情報
 - (12) 公共債の窓口販売実績・引受実績
 - (13) 内国為替取扱実績
4. 共済事業の状況
 - (1) 長期共済新契約高・保有高
 - (2) 短期共済新契約高
5. その他の事業の状況
 - (1) 購買事業取扱実績
 - (2) 販売事業取扱実績
 - (3) 加工事業取扱実績
 - (4) 指導事業収支の内容
6. 自己資本の充実の状況
 - (1) 自己資本の構成に関する事項
 - (2) 自己資本の充実度に関する事項
 - (3) 信用リスクに関する事項
 - (4) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項
 - (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (7) 出資その他これらに類するエクスポージャーに関する事項
 - (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
 - (9) 金利リスクに関する事項
7. 連結情報
 - (1) グループの概況
 - (2) 子会社等の状況
 - (3) 連結事業の概況
 - (4) 連結貸借対照表
 - (5) 連結損益計算書
 - (6) 連結キャッシュ・フロー計算書
 - (7) 連結注記表
 - (8) 連結剰余金計算書
 - (9) 連結経営指標
 - (10) 連結リスク管理債権の状況
 - (11) 農協法に基づく開示債権
8. 連結自己資本の充実の状況
 - (1) 連結自己資本の構成に関する事項
 - (2) 連結自己資本の充実度に関する事項
 - (3) 信用リスクに関する事項
 - (4) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項
 - (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (7) オペレーショナルリスクに関する事項
 - (8) 出資その他これらに類するエクスポージャーに関する事項
 - (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
 - (10) 金利リスクに関する事項

1. 決算の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R6. 3. 31)	令和6年度 (R7. 3. 31)	科 目	令和5年度 (R6. 3. 31)	令和6年度 (R7. 3. 31)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	394,993,263	398,163,877	1. 信用事業負債	394,333,830	400,569,768
(1) 現金	992,497	933,722	(1) 貯金	390,900,574	394,694,258
(2) 預金	215,795,785	213,865,230	(2) 譲渡性貯金	621,254	2,200,000
系統預金	212,293,105	210,350,149	(3) 借入金	110,184	127,419
系統外預金	3,502,680	3,515,080	(4) その他の信用事業負債	2,701,816	3,548,090
(3) 有価証券	43,446,780	43,693,092	未払費用	57,202	170,396
国債	15,891,780	13,597,250	その他の負債	2,644,614	3,377,693
地方債	6,128,130	7,823,540	2. 共済事業負債	819,501	774,817
政府保証債	186,120	170,930	(1) 共済資金	425,062	370,046
金融債	-	589,780	(2) 未経過共済付加収入	385,770	391,199
社債	13,940,040	14,966,100	(3) 共済未払費用	7,240	12,255
受益証券	7,300,710	6,545,492	(4) その他の共済事業負債	1,428	1,316
(4) 貸出金	134,140,582	139,023,147	3. 経済事業負債	327,960	343,601
(5) その他の信用事業資産	622,144	653,869	(1) 経済事業未払金	286,754	306,248
未収収益	259,467	330,510	(2) 経済受託債務	29,534	30,168
その他の資産	362,676	323,359	(3) その他の経済事業負債	11,671	7,185
(6) 貸倒引当金	▲ 4,528	▲ 5,184	4. 雑負債	355,309	299,317
2. 共済事業資産	739	749	(1) 未払法人税等	4,067	4,067
3. 経済事業資産	691,278	676,909	(2) 資産除去債務	12,779	12,880
(1) 経済事業未収金	381,570	367,898	(3) その他の負債	338,462	282,370
(2) 経済受託債権	18,941	16,579	5. 諸引当金	533,465	522,781
(3) 棚卸資産	326,779	320,967	(1) 賞与引当金	222,512	226,899
購買品	216,773	215,101	(2) 退職給付引当金	-	5,452
販売品	13,673	8,431	(3) 役員退職慰労引当金	38,488	48,766
原材料	52,563	58,159	(4) 特例業務負担金引当金	272,465	241,662
製品	21,569	18,202	負債の部合計	396,370,067	402,510,287
その他の棚卸資産	22,200	21,072	(純 資 産 の 部)		
(4) その他の経済事業資産	9,730	9,730	1. 組合員資本	20,045,234	20,244,474
(5) 貸倒引当金	▲ 45,741	▲ 38,266	(1) 出資金	1,762,390	1,735,581
4. 雑資産	658,985	657,675	(2) 資本準備金	166	166
5. 固定資産	5,733,627	6,013,912	(3) 利益剰余金	18,294,459	18,518,112
(1) 有形固定資産	5,731,086	6,012,344	利益準備金	4,102,000	4,102,000
建物	6,385,941	6,891,630	その他利益剰余金	14,192,459	14,416,112
機械装置	377,261	378,958	総合電算積立金	918,000	918,000
土地	3,171,303	3,168,083	地震対策積立金	2,350,000	2,490,000
建設仮勘定	136,422	46,475	経営安定化積立金	1,900,941	2,040,941
その他の有形固定資産	1,249,611	1,262,351	じまん市施設整備積立金	394,000	414,000
減価償却累計額 (控除)	▲ 5,589,454	▲ 5,735,155	組合員教育基金積立金	824,000	874,000
(2) 無形固定資産	2,541	1,567	営農安定化支援積立金	65,231	64,533
6. 外部出資	13,234,040	13,233,589	固定資産圧縮積立金	96,713	95,768
(1) 外部出資	13,234,040	13,233,589	特別積立金	6,037,858	6,037,858
系統出資	12,730,855	12,730,855	当期末処分剰余金	1,605,715	1,481,011
系統外出資	483,285	482,834	(うち当期剰余金)	(283,175)	(258,660)
子会社等出資	19,900	19,900	(4) 処分未済持分	▲ 11,781	▲ 9,386
7. 前払年金費用	83,839	192,434	2. 評価・換算差額金	▲ 502,386	▲ 3,342,859
8. 繰延税金資産	517,141	472,753	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 502,386	▲ 3,342,859
資産の部合計	415,912,915	419,411,901	純資産の部合計	19,542,848	16,901,614
			負債及び純資産の部合計	415,912,915	419,411,901

(注) 1. 千円未満を切り捨てて表示しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。(以下、同様)

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	令和6年度 (R6. 4. 1～R7. 3. 31)	科 目	令和5年度 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	令和6年度 (R6. 4. 1～R7. 3. 31)
1. 事業総利益	4,458,830	4,445,352	(11) 利用事業収益	8,500	6,896
事業収益	6,825,773	7,133,755	利用事業総利益	8,500	6,896
事業費用	2,367,143	2,688,402	(12) 宅地等供給事業収益	104,833	110,072
(1) 信用事業収益	3,204,032	3,461,729	(13) 宅地等供給事業費用	6,047	5,639
資金運用収益	2,605,463	2,803,165	宅地等供給事業総利益	98,785	104,433
(うち預金利息)	(1,128,329)	(1,176,886)	(14) その他事業収益	72	108
(うち受取事業分量配当金)	(63,942)	(103,799)	(15) その他事業費用	15,671	15,911
(うち有価証券利息配当金)	(346,550)	(412,810)	その他事業総損失	15,599	15,803
(うち貸出金利息)	(1,066,641)	(1,109,670)	(16) 指導事業収入	25,227	23,073
(うちその他受入利息)	(0)	(0)	(17) 指導事業支出	39,003	36,268
役員取引等収益	114,942	118,861	指導事業収支差額	▲ 13,776	▲ 13,194
その他事業直接収益	1,499	3,621	2. 事業管理費	4,324,066	4,372,426
その他経常収益	482,126	536,080	(1) 人件費	2,936,852	2,914,392
(2) 信用事業費用	461,713	762,004	(2) 業務費	535,724	544,886
資金調達費用	104,359	325,069	(3) 諸税負担金	179,267	183,573
(うち貯金利息)	(71,728)	(282,122)	(4) 施設費	651,351	711,507
(うち給付補填備金繰入)	(7,759)	(5,378)	(5) その他事業管理費	20,870	18,066
(うち譲渡性貯金利息)	(9,256)	(13,713)	事業利益	134,563	72,926
(うち借入金利息)	(367)	(341)	3. 事業外収益	286,085	291,738
(うちその他支払利息)	(15,247)	(23,514)	(1) 受取雑利息	39	24
役員取引等費用	49,789	48,058	(2) 受取出資配当金	183,565	181,464
その他事業直接費用	78,177	153,128	(3) 貸貸料	78,564	78,701
その他経常費用	229,386	235,747	(4) 雑収入	23,915	31,548
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(656)	4. 事業外費用	31,071	39,183
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 79)	(-)	(1) 寄附金	476	404
信用事業総利益	2,742,318	2,699,725	(2) 貸貸費用	27,602	30,904
(3) 共済事業収益	1,098,064	1,100,312	(3) 貸倒引当金戻入益	0	0
共済付加収入	1,027,779	1,002,769	(4) 雑損失	2,991	7,874
その他の収益	70,284	97,543	経常利益	389,577	325,482
(4) 共済事業費用	34,918	34,936	5. 特別利益	558	59
共済推進費	15,405	18,170	(1) 固定資産処分益	558	59
共済保全費	6,581	6,879	6. 特別損失	44,144	18,426
その他の費用	12,931	9,886	(1) 固定資産処分損	247	1,256
共済事業総利益	1,063,145	1,065,375	(2) 減損損失	28,268	9,929
(5) 購買事業収益	1,381,386	1,361,505	(3) 解体費用	14,650	-
購買品供給高	1,331,000	1,315,944	(4) その他の特別損失	979	7,240
購買手数料	33,162	34,639	税引前当期利益	345,991	307,115
その他の収益	17,223	10,922	法人税、住民税及び事業税	5,865	4,067
(6) 購買事業費用	1,119,528	1,100,862	法人税等調整額	56,951	44,388
購買品供給原価	1,067,958	1,059,788	法人税等合計	62,816	48,455
購買供給費	21,540	5,478	当期剰余金	283,175	258,660
その他の費用	30,029	35,595	当期首繰越剰余金	1,322,396	1,220,708
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 6,374)	(▲ 5,526)	営農安定化支援積立金取崩額	144	698
購買事業総利益	261,858	260,643	固定資産圧縮積立金取崩額	-	944
(7) 販売事業収益	923,946	994,205	当期未処分剰余金	1,605,715	1,481,011
販売品販売高	695,270	766,463			
販売手数料	211,522	211,913			
その他の収益	17,152	15,828			
(8) 販売事業費用	644,014	687,204			
販売品販売原価	575,459	621,052			
販売費	7,789	5,678			
その他の費用	60,766	60,474			
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(0)			
販売事業総利益	279,931	307,000			
(9) 加工事業収益	182,336	160,201			
(10) 加工事業費用	148,871	129,925			
加工事業総利益	33,465	30,275			

(3) 注記表

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)
注記内容
<p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2) 子会社株式については、移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(2) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(4) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(5) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>(3) リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。 破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p>

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)
注記内容
<p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2) 子会社株式については、移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(2) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(4) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(5) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。 破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p>

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)
注記内容
<p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みにかかる必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額および信託銀行との退職給付信託契約に基づく年金資産を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しています。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担金引当金</p> <p>農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>① 購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)
注記内容
<p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みにかかる必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び信託銀行との退職給付信託契約に基づく年金資産を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しています。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担金引当金</p> <p>農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>① 購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)
注記内容
<p>③ 加工事業 組合員が生産した荒茶を原料に、仕上茶・飲料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>④ 宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によります。</p> <p>7. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. その他基本となる重要な会計方針 (事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について) 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しております。 (代理人として関与する取引の損益計算書の表示) 購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> <p>【会計上の見積りに関する注記】 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 576,373 千円(繰延税金負債との相殺前) ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについて、令和6年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p>

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)
注記内容
<p>③ 加工事業 組合員が生産した荒茶を原料に、仕上茶・飲料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>④ 宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によります。</p> <p>7. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. その他基本となる重要な会計方針 (事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について) 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しております。 (代理人として関与する取引の損益計算書の表示) 購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> <p>【会計上の見積りに関する注記】 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 561,098 千円(繰延税金負債との相殺前) ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについて、令和7年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p>

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)
注記内容
<p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p>(2) 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 28,268 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p>(3) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 50,269 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア) 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>イ) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)
注記内容
<p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p>(2) 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 9,929 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p>(3) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 43,450 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア) 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>イ) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)	
注記内容	
【貸借対照表に関する注記】	
1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,815,790千円であり、その内訳は次のとおりです。	
建物	1,270,459千円
構築物	22,438千円
機械装置	181,394千円
器具備品	66,947千円
土地	272,050千円
無形固定資産	2,500千円
2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。	
子会社に対する金銭債権の総額	173,092千円
子会社に対する金銭債務の総額	247,924千円
3. 理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。	
理事及び監事に対する金銭債権の総額は210,857千円であり、金銭債務はありません。	
4. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は133,711千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。	
(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は33,641千円、危険債権額は100,069千円です。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。	
(2) 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	
【損益計算書に関する注記】	
1. 子会社との取引高は次のとおりです。	
子会社との取引による収益総額	40,102千円
うち事業取引高	4,390千円
うち事業取引以外の取引高	35,711千円
子会社との取引による費用総額	3千円
うち事業取引高	3千円

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)	
注記内容	
【貸借対照表に関する注記】	
1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,806,146千円であり、その内訳は次のとおりです。	
建物	1,263,915千円
構築物	22,438千円
機械装置	181,394千円
器具備品	63,847千円
土地	272,050千円
無形固定資産	2,500千円
2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。	
子会社に対する金銭債権の総額	146,593千円
子会社に対する金銭債務の総額	246,468千円
3. 理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。	
理事及び監事に対する金銭債権の総額は158,823千円であり、金銭債務はありません。	
4. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の合計額は134,237千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。	
(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,033千円、危険債権額は85,204千円です。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。	
(2) 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。	
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。	
【損益計算書に関する注記】	
1. 子会社との取引高は次のとおりです。	
子会社との取引による収益総額	38,623千円
うち事業取引高	3,974千円
うち事業取引以外の取引高	34,648千円
子会社との取引による費用総額	53千円
うち事業取引高	53千円

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)

注記内容

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。
- (1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。
- (2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額
美和支店	土地及び建物	静岡市葵区	26,807千円
しづはたじまん市	土地及び建物	静岡市葵区	178千円
旧井川支店	土地	静岡市葵区	958千円
旧清沢支店	土地	静岡市葵区	323千円
合 計			28,268千円

これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は、固定資産税評価額等に基づき算定しており、当年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能価額としています。

【金融商品の時価等に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るた

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)

注記内容

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。
- (1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。
- (2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額
美和支店	土地及び建物	静岡市葵区	1,103千円
しづはた支店	建物	静岡市葵区	4,891千円
しづはたじまん市	土地	静岡市葵区	47千円
旧国吉田支店	土地	静岡市駿河区	1,002千円
旧飯間支店	土地	静岡市葵区	397千円
旧井川支店	土地及び器具・備品	静岡市葵区	670千円
旧清沢支店	土地及び器具・備品	静岡市葵区	582千円
旧大川支店	土地及び器具・備品	静岡市葵区	1,233千円
合 計			9,929千円

これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は、固定資産税評価額等に基づき算定しており、当年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能価額としています。

【金融商品の時価等に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るた

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)
注記内容
<p>め、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が519,842千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。</p>

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)
注記内容
<p>め、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が506,517千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。</p>

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)			
注記内容			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等			
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。			
(千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	215,795,785	215,708,197	▲87,587
有価証券	43,446,780	43,448,600	1,820
満期保有目的の債券	2,400,000	2,401,820	1,820
その他有価証券	41,046,780	41,046,780	-
貸出金	134,140,582	-	-
貸倒引当金(※)	▲4,528	-	-
貸倒引当金控除後	134,136,054	133,868,233	▲267,821
外部出資	124,866	124,866	-
資産計	393,503,486	393,149,897	▲353,588
貯金	390,900,574	390,546,277	▲354,297
譲渡性貯金	621,254	622,152	897
負債計	391,521,829	391,168,429	▲353,399

(※)貸出金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法			
【資産】			
① 預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 貸出金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。			
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。			
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
③ 有価証券及び外部出資			
株式は取引所の価格によって、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。			
投資信託は、公表されている基準価額、または、取引金融機関等から提示された価格によっております。			
【負債】			
① 貯金			
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 譲渡性貯金			
期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS 割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)			
注記内容			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等			
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。			
(千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	213,865,230	213,181,611	▲683,619
有価証券	43,693,092	43,576,772	▲116,320
満期保有目的の債券	2,400,000	2,283,680	▲116,320
その他有価証券	41,293,092	41,293,092	-
貸出金	139,023,147	-	-
貸倒引当金(※)	▲5,184	-	-
貸倒引当金控除後	139,017,962	137,789,379	▲1,228,583
外部出資	124,415	124,415	-
資産計	396,700,700	394,672,178	▲2,028,522
貯金	394,694,258	393,445,773	▲1,248,484
譲渡性貯金	2,200,000	2,200,159	159
負債計	396,894,258	395,645,932	▲1,248,325

(※)貸出金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】			
① 預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 貸出金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。			
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。			
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
③ 有価証券及び外部出資			
株式は取引所の価格によって、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。			
投資信託は、公表されている基準価額、または、取引金融機関等から提示された価格によっております。			
【負債】			
① 貯金			
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 譲渡性貯金			
期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS 割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)							
注記内容							
(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。							
(単位:千円)							
	区分	貸借対照表計上額					
	外部出資(※)	13,109,174					
(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額							
(単位:千円)							
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	預金	212,295,785	-	-	-	-	3,500,000
	有価証券						
	満期保有目的の債券	1,200,000	-	-	-	-	1,200,000
	その他有価証券のうち満期があるもの	-	280,705	199,648	300,000	700,000	35,157,690
	貸出金(※1)	7,579,572	6,720,173	6,459,235	6,225,140	6,020,869	101,135,591
	合計	221,075,358	7,000,878	6,658,883	6,525,140	6,720,869	140,993,281
(※1) 貸出金のうち、当座貸越 609,326 千円については「1年以内」に含めています。							
(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額							
(単位:千円)							
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	貯金(※)	349,762,521	14,091,234	18,658,534	4,932,965	3,455,319	-
	譲渡性貯金	621,254	-	-	-	-	-
	合計	350,383,775	14,091,234	18,658,534	4,932,965	3,455,319	-
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。							
【有価証券に関する注記】							
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれていません。							
(1) 満期保有目的の債券							
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。							
(単位:千円)							
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額			
	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,800,000	1,805,580	5,580		
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	600,000	596,240	▲3,760		
	合計	2,400,000	2,401,820	1,820			

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)							
注記内容							
(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。							
(単位:千円)							
	区分	貸借対照表計上額					
	外部出資(※)	13,109,174					
(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額							
(単位:千円)							
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	預金	210,365,230	-	-	-	-	3,500,000
	有価証券						
	満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,400,000
	その他有価証券のうち満期があるもの	158,715	-	100,000	300,000	1,676,430	37,136,380
	貸出金(※1)	7,575,970	6,671,228	6,450,807	6,269,943	6,112,928	105,942,267
	合計	218,099,916	6,671,228	6,550,807	6,569,943	7,789,358	148,978,647
(※1) 貸出金のうち、当座貸越 660,745 千円については「1年以内」に含めています。							
(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額							
(単位:千円)							
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	貯金(※)	340,938,270	16,661,568	31,019,693	3,037,189	3,037,536	-
	譲渡性貯金	2,200,000	-	-	-	-	-
	合計	343,138,270	16,661,568	31,019,693	3,037,189	3,037,536	-
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。							
【有価証券に関する注記】							
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれていません。							
(1) 満期保有目的の債券							
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。							
(単位:千円)							
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額			
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	2,400,000	2,283,680	▲116,320		
	合計	2,400,000	2,283,680	▲116,320			

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)				
注記内容				
(2) その他有価証券				
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。				
(単位:千円)				
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	2,511,655	2,625,810	114,154
	地方債	1,602,533	1,625,970	23,436
	社債	2,199,451	2,243,640	44,188
	その他	4,525,123	6,244,746	1,719,623
小計	10,838,763	12,740,166	1,901,403	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものの	債券			
	国債	14,352,220	13,265,970	▲1,086,250
	地方債	2,235,113	2,102,160	▲132,953
	政府保証債	203,995	186,120	▲17,875
	社債	12,712,590	11,696,400	▲1,016,190
	その他	1,331,350	1,180,830	▲150,520
小計	30,835,269	28,431,480	▲2,403,789	
合計	41,674,032	41,171,646	▲502,386	
2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。				
(単位:千円)				
種類	売却額	売却益	売却損	
債券	4,126,325	1,499	78,177	
地方債	197,492	-	2,508	
社債	3,928,833	1,499	75,669	
受益証券	6,761,138	358,745	-	
合計	10,887,463	360,245	78,177	
4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。				
5. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。				
【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】				
1. 当事業年度末における退職給付債務及び退職給付引当金の状況は次のとおりです。				
(1) 採用している退職給付制度の概要				
従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。なお、退職一時金制度には退職給付信託を設定しています。				
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表				
(単位:千円)				
期首における退職給付債務	3,246,763			
勤務費用	147,309			
利息費用	24,729			
数理計算上の差異の発生額	▲ 55,651			
前期発生数理計算上の差異の取崩額	▲ 50,695			
過去勤務費用の発生額	▲ 19,702			
退職給付の支払額	▲ 289,275			
期末における退職給付債務	3,003,476			

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)				
注記内容				
(2) その他有価証券				
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。				
(単位:千円)				
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	602,673	614,860	12,186
	地方債	200,000	201,750	1,750
	社債	200,000	201,630	1,630
	その他	4,086,631	5,296,367	1,209,735
小計	5,089,304	6,314,607	1,225,302	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものの	債券			
	国債	15,140,363	12,982,390	▲2,157,973
	地方債	5,634,619	5,221,790	▲412,829
	政府保証債	203,701	170,930	▲32,771
	金融債	600,000	589,780	▲10,220
	社債	16,583,829	14,764,470	▲1,819,359
その他	1,508,549	1,373,540	▲135,009	
小計	39,671,062	35,102,900	▲4,568,162	
合計	44,760,367	41,417,507	▲3,342,859	
2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。				
(単位:千円)				
種類	売却額	売却益	売却損	
債券	6,893,794	3,621	153,128	
国債	2,588,310	2,491	7,042	
地方債	1,313,232	-	36,768	
金融債	97,661	-	2,339	
社債	2,894,591	1,130	106,979	
受益証券	3,618,170	407,836	-	
合計	10,511,964	411,457	153,128	
4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。				
5. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。				
【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】				
1. 当事業年度末における退職給付債務及び退職給付引当金の状況は次のとおりです。				
(1) 採用している退職給付制度の概要				
従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。なお、退職一時金制度には退職給付信託を設定しています。				
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表				
(単位:千円)				
期首における退職給付債務	3,003,476			
勤務費用	136,417			
利息費用	23,370			
数理計算上の差異の発生額	36,785			
退職給付の支払額	▲ 289,904			
期末における退職給付債務	2,910,146			

令和5年度 (R5.4.1~R6.3.31)	
注記内容	
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
	(単位:千円)
期首における年金資産	3,106,896
期待運用収益	33,630
数理計算上の差異の発生額	84,940
共済会拠出金	115,460
退職給付の支払額	▲ 176,814
期末における年金資産	3,164,113
(4) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
	(単位:千円)
退職給付債務	3,003,476
共済会給付金	▲ 1,847,580
退職給付信託	▲ 1,316,533
未認識過去勤務費用の差異	17,732
未認識数理計算上の差異	59,065
退職給付引当金	▲ 83,839
(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項	
	(単位:千円)
勤務費用	147,309
利息費用	24,729
期待運用収益 共済会	▲ 9,502
退職給付信託	▲ 24,128
過去勤務費用処理額	▲ 1,970
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 2,029
退職給付費用	134,407
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
①共済会	
預金	59.68%
退職年金共済預け金	40.32%
合 計	100.00%
②退職給付信託	
投資信託	98.69%
短期資産	1.31%
合 計	100.00%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算に関する事項	
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.78%
③ 長期期待運用収益率	共済会 0.50%
	退職給付信託 2.00%
(9) 特例業務負担金の将来見込額	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は35,126千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。	

令和6年度 (R6.4.1~R7.3.31)	
注記内容	
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
	(単位:千円)
期首における年金資産	3,164,113
期待運用収益	35,568
数理計算上の差異の発生額	▲ 90,387
共済会拠出金	110,470
退職給付の支払額	▲ 182,751
期末における年金資産	3,037,013
(4) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
	(単位:千円)
退職給付債務	2,910,146
共済会給付金	▲ 1,784,435
退職給付信託	▲ 1,252,577
未認識過去勤務費用の差異	15,762
未認識数理計算上の差異	▲ 75,878
退職給付引当金	▲ 186,982
(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項	
	(単位:千円)
勤務費用	136,417
利息費用	23,370
期待運用収益 共済会	▲ 9,237
退職給付信託	▲ 26,330
過去勤務費用処理額	▲ 1,970
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 7,770
臨時に支払った割増退職金	2,955
退職給付費用	117,434
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
①共済会	
預金	58.73%
退職年金共済預け金	41.27%
合 計	100.00%
②退職給付信託	
短期資産	100.00%
合 計	100.00%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算に関する事項	
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.78%
③ 長期期待運用収益率	共済会 0.50%
	退職給付信託 2.00%
(9) 特例業務負担金の将来見込額	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は30,802千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。	

令和5年度 (R5.4.1~R6.3.31)																																																					
注記内容																																																					
<p>また、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は272,840千円となっています。</p> <p>なお、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。</p> <p>【税効果会計の適用に関する注記】</p> <p>1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td>359,545</td></tr> <tr><td>減損損失計上額</td><td>259,796</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>137,201</td></tr> <tr><td>特例業務負担金引当金</td><td>74,410</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>60,495</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>23,921</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>10,511</td></tr> <tr><td>賞与引当金にかかる社会保険料</td><td>9,802</td></tr> <tr><td>その他</td><td>26,795</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>962,479</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>▲386,105</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>576,373</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td>36,335</td></tr> <tr><td>前払年金費用</td><td>22,896</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>59,231</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td>517,141</td></tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>法定実効税率</td><td>27.31%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.08%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲7.07%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>1.17%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>▲5.97%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.64%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>18.16%</td></tr> </table> <p>【収益認識に関する注記】</p> <p>収益を理解するための基礎となる情報</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。</p>		繰延税金資産		退職給付信託	359,545	減損損失計上額	259,796	その他有価証券評価差額金	137,201	特例業務負担金引当金	74,410	賞与引当金	60,495	繰越欠損金	23,921	役員退職慰労引当金	10,511	賞与引当金にかかる社会保険料	9,802	その他	26,795	繰延税金資産小計	962,479	評価性引当額	▲386,105	繰延税金資産合計	576,373	繰延税金負債		固定資産圧縮積立金	36,335	前払年金費用	22,896	繰延税金負債合計	59,231	繰延税金資産純額	517,141	法定実効税率	27.31%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.08%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.07%	住民税均等割等	1.17%	評価性引当額の増減	▲5.97%	その他	0.64%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.16%
繰延税金資産																																																					
退職給付信託	359,545																																																				
減損損失計上額	259,796																																																				
その他有価証券評価差額金	137,201																																																				
特例業務負担金引当金	74,410																																																				
賞与引当金	60,495																																																				
繰越欠損金	23,921																																																				
役員退職慰労引当金	10,511																																																				
賞与引当金にかかる社会保険料	9,802																																																				
その他	26,795																																																				
繰延税金資産小計	962,479																																																				
評価性引当額	▲386,105																																																				
繰延税金資産合計	576,373																																																				
繰延税金負債																																																					
固定資産圧縮積立金	36,335																																																				
前払年金費用	22,896																																																				
繰延税金負債合計	59,231																																																				
繰延税金資産純額	517,141																																																				
法定実効税率	27.31%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.08%																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.07%																																																				
住民税均等割等	1.17%																																																				
評価性引当額の増減	▲5.97%																																																				
その他	0.64%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.16%																																																				

令和6年度 (R6.4.1~R7.3.31)																																																							
注記内容																																																							
<p>また、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は246,666千円となっています。</p> <p>なお、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。</p> <p>【税効果会計の適用に関する注記】</p> <p>1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td>349,404</td></tr> <tr><td>減損損失計上額</td><td>256,961</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>936,669</td></tr> <tr><td>特例業務負担金引当金</td><td>67,441</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>61,966</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>13,650</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>12,581</td></tr> <tr><td>賞与引当金にかかる社会保険料</td><td>9,995</td></tr> <tr><td>その他</td><td>29,379</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,738,049</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>▲1,176,950</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>561,098</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>前払年金費用</td><td>51,064</td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td>37,280</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>88,345</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額</td><td>472,753</td></tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>法定実効税率</td><td>27.31%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.29%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲7.92%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>1.32%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>▲4.79%</td></tr> <tr><td>税率変更による影響額</td><td>▲2.89%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.45%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>15.77%</td></tr> </table> <p>【収益認識に関する注記】</p> <p>収益を理解するための基礎となる情報</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。</p>		繰延税金資産		退職給付信託	349,404	減損損失計上額	256,961	その他有価証券評価差額金	936,669	特例業務負担金引当金	67,441	賞与引当金	61,966	役員退職慰労引当金	13,650	繰越欠損金	12,581	賞与引当金にかかる社会保険料	9,995	その他	29,379	繰延税金資産小計	1,738,049	評価性引当額	▲1,176,950	繰延税金資産合計	561,098	繰延税金負債		前払年金費用	51,064	固定資産圧縮積立金	37,280	繰延税金負債合計	88,345	繰延税金資産純額	472,753	法定実効税率	27.31%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.29%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.92%	住民税均等割等	1.32%	評価性引当額の増減	▲4.79%	税率変更による影響額	▲2.89%	その他	0.45%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.77%
繰延税金資産																																																							
退職給付信託	349,404																																																						
減損損失計上額	256,961																																																						
その他有価証券評価差額金	936,669																																																						
特例業務負担金引当金	67,441																																																						
賞与引当金	61,966																																																						
役員退職慰労引当金	13,650																																																						
繰越欠損金	12,581																																																						
賞与引当金にかかる社会保険料	9,995																																																						
その他	29,379																																																						
繰延税金資産小計	1,738,049																																																						
評価性引当額	▲1,176,950																																																						
繰延税金資産合計	561,098																																																						
繰延税金負債																																																							
前払年金費用	51,064																																																						
固定資産圧縮積立金	37,280																																																						
繰延税金負債合計	88,345																																																						
繰延税金資産純額	472,753																																																						
法定実効税率	27.31%																																																						
(調整)																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.29%																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.92%																																																						
住民税均等割等	1.32%																																																						
評価性引当額の増減	▲4.79%																																																						
税率変更による影響額	▲2.89%																																																						
その他	0.45%																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.77%																																																						

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)			
注記内容			
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	107,855千円	192,368千円	300,224千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)			
注記内容			
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	109,109千円	223,239千円	332,349千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

(4) 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	1,605,715	1,481,011
内訳〔繰越剰余金〕	〔1,322,396〕	〔1,220,708〕
営農安定化支援積立金取崩額	144	698
固定資産圧縮積立金取崩額	-	944
〔当期剰余金〕	〔283,175〕	〔258,660〕
2. 任意積立金取崩額	-	64,533
営農安定化支援積立金取崩額	-	64,533
3. 剰余金処分額	385,007	344,510
任意積立金	350,000	310,000
地震対策積立金	140,000	120,000
経営安定化積立金	140,000	120,000
じまん市施設整備積立金	20,000	20,000
組合員教育基金積立金	50,000	50,000
出資配当金	35,007	34,510
4. 次期繰越剰余金	1,220,708	1,201,033

(注)

- 出資配当は年2%です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割り計算を行っています。
 令和5年度 2%
 令和6年度 2%
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額13,000千円が含まれています。
 令和5年度 15,000千円
 令和6年度 13,000千円
- 目的積立金のうち営農安定化支援積立金は、令和6年度をもって支援期間終了のため取崩します。

(5) 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計		信用事業		共済事業		農業関連事業		生活その他事業		営農指導事業		共通管理費等	
	R5年度	R6年度												
事業収益 ①	6,928,399	7,218,105	3,204,032	3,461,729	1,098,064	1,100,312	1,974,465	1,961,962	626,610	671,027	25,227	23,073		
事業費用 ②	2,469,769	2,772,753	461,713	762,004	34,918	34,936	1,507,243	1,478,734	426,890	460,809	39,003	36,268		
事業総利益 (①-②) ③	4,458,630	4,445,352	2,742,318	2,699,725	1,063,145	1,065,375	467,222	483,228	199,720	210,218	▲ 13,776	▲ 13,194		
事業管理費 ④	4,324,066	4,372,426	2,013,178	2,012,136	839,652	861,843	905,797	885,269	287,912	314,762	277,525	298,414		
（うち人件費） ⑤	2,936,852	2,914,392	1,190,857	1,163,964	648,611	656,868	663,130	630,043	220,266	241,007	213,987	222,508		
（うち減価償却費） ⑥	178,860	211,973	77,382	87,137	35,215	42,343	41,600	50,571	12,111	16,607	12,549	15,313		
※うち共通管理費 ⑦			435,006	411,836	174,384	170,803	128,791	117,732	40,213	41,401	31,048	30,575	▲ 809,444	▲ 772,349
（うち人件費） ⑧			211,001	196,368	85,268	82,400	55,062	50,696	14,971	15,439	12,607	12,272	▲ 378,910	▲ 357,178
（うち減価償却費） ⑨			9,014	9,718	3,585	4,043	1,994	2,134	452	552	427	490	▲ 15,474	▲ 16,939
事業利益 (③-④) ⑩	134,563	72,926	729,139	687,589	223,493	203,531	▲ 438,575	▲ 402,040	▲ 88,192	▲ 104,544	▲ 291,302	▲ 311,609		
事業外収益 ⑪	286,085	291,738	171,882	173,761	65,239	67,497	35,440	34,945	6,936	8,335	6,585	7,199		
※うち共通分 ⑫			15,978	19,397	6,450	8,203	5,375	6,628	1,742	2,403	1,292	1,700	▲ 30,838	▲ 38,333
事業外費用 ⑬	31,071	39,183	22,685	18,958	3,135	8,082	3,615	7,705	948	2,622	685	1,814		
※うち共通分 ⑭			7,575	18,658	3,135	8,082	2,796	7,005	948	2,622	685	1,814	▲ 15,141	▲ 38,184
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	389,577	325,482	878,336	842,392	285,598	262,946	▲ 406,750	▲ 374,800	▲ 82,204	▲ 98,832	▲ 285,402	▲ 306,224		
特別利益 ⑯	558	59	277	29	115	12	105	11	35	4	25	2		
※うち共通分 ⑰			277	29	115	12	105	11	35	4	25	2	▲ 558	▲ 59
特別損失 ⑱	44,144	18,426	21,901	9,083	9,076	3,814	8,338	3,376	2,806	1,273	2,023	878		
※うち共通分 ⑲			21,901	9,083	9,076	3,814	8,338	3,376	2,806	1,273	2,023	878	▲ 44,144	▲ 18,426
税引前当期利益 (⑮+⑱-⑲) ⑳	345,991	307,115	856,712	833,338	276,637	259,144	▲ 414,983	▲ 378,165	▲ 84,974	▲ 100,101	▲ 287,399	▲ 307,100		
営農指導事業分配賦額 ㉑			127,383	136,009	57,532	61,857	71,998	76,693	30,485	32,540	▲ 287,399	▲ 307,100		
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (㉑-⑲) ㉒	345,991	307,115	729,329	697,328	219,104	197,287	▲ 486,982	▲ 454,859	▲ 115,460	▲ 132,641				

※ ⑥、⑦、⑩、⑭、⑱、⑲は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

共通管理費等の各損益（事業管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失）は、次の基準により各事業に配賦してします。

$$\text{配賦基準} = \frac{\text{各部門の事業総利益割合} + \text{事業管理費割合} + \text{稼働職員割合}}{3}$$

(2) 営農指導事業

営農指導事業の税引前当期利益は、次の基準により各事業に配賦しています。

なお、営農指導部貢献度比率の部門別内訳は、信用26%、共済18%、農業関連40%、生活その他16%です。

$$\text{配賦基準} = \frac{\text{各部門の事業総利益割合} + \text{営農指導貢献度比率}}{2}$$

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業		共済事業		農業関連事業		生活その他事業		営農指導事業		計
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	
共通管理費等	53.4%	52.9%	21.4%	22.0%	16.2%	15.5%	5.0%	5.5%	3.8%	4.0%	100%
営農指導事業	44.3%	44.2%	20.0%	20.1%	25.0%	24.9%	10.6%	10.5%			100%

2. 経営指標

(1) 損益の推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	8,167	7,154	7,091	6,928	7,218
信用事業	3,288	3,214	3,268	3,204	3,461
共済事業	1,330	1,269	1,141	1,098	1,100
農業関連事業	2,496	2,408	2,005	1,974	1,961
生活その他事業	1,012	222	640	626	671
営農指導事業	40	39	35	25	23
経常利益	492	470	558	389	325
当期剰余金	173	209	368	283	258

- (注) 1. 「経常収益」は各事業収益の合計を表しています。
 2. 「当期剰余金」は銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 「信託業務」の取扱は行っていません。

(2) 主な財産状況等の推移

(単位:百万円、口、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総資産額	426,241	423,232	421,106	415,912	419,411
貯金等残高	400,144	396,600	397,823	391,521	396,894
貸出金残高	124,660	132,087	132,621	134,140	139,023
有価証券残高	34,611	38,230	40,504	43,446	43,693
純資産額	20,215	19,820	19,140	19,542	16,901
出資金残高	1,847	1,821	1,796	1,762	1,735
(出資口数)	(1,847,596)	(1,821,704)	(1,796,058)	(1,762,390)	(1,735,581)
単体自己資本比率	12.83%	12.88%	12.88%	13.07%	12.65%
職員数	558	514	498	497	478

- (注) 1. 「単体自己資本比率」は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(3) 剰余金の配当状況

(単位:百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出資配当	率	2.00%	2.00%	5.00%	2.00%
	金額	37	36	89	35
事業分量配当	金額	-	-	-	-

(4) 主な諸比率の状況

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	備考
① 事業粗利益	4,458	4,445	損益計算書の事業総利益
(事業粗利益率)	1.06%	1.06%	事業粗利益(事業総利益)÷総資産平均残高×100
② 信用事業粗利益	2,742	2,699	損益計算書の信用事業総利益
(信用事業粗利益率)	0.69%	0.68%	信用事業粗利益(信用事業総利益)÷信用事業資産平均残高×100
③ 総資産経常利益率	0.09%	0.08%	経常利益÷総資産平均残高×100
④ 資本経常利益率	1.96%	1.62%	経常利益÷純資産平均残高×100
⑤ 総資産当期純利益率	0.07%	0.06%	当期剰余金÷総資産平均残高×100
⑥ 資本当期純利益率	1.43%	1.29%	当期剰余金÷純資産平均残高×100

3. 信用事業の状況

(1) 貯貸率および貯証率の状況

(単位:%)

	期末残高		平均残高	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
貯 貸 率	34.3	35.0	33.6	34.7
貯 証 率	11.1	11.0	11.0	11.6

(注) 「貯貸率」とは貯金に対する貸出金の割合を表したもので、「貯証率」とは貯金に対する有価証券の割合を表しています。

(2) 信用事業収支の状況

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	2,501	2,478	▲ 23 ①
資金運用収益	2,605	2,803	197
資金調達費用	104	325	220
役 務 取 引 等 収 支	65	70	5 ②
そ の 他 事 業 直 接 収 支	▲ 76	▲ 149	▲ 72 ③
そ の 他 経 常 収 支	252	300	47 ④
信 用 事 業 総 利 益	2,742	2,699	▲ 42 ①～④の合計
信 用 事 業 粗 利 益	2,489	2,399	▲ 90
(信用事業粗利益率)	0.62%	0.60%	
事 業 粗 利 益	4,368	4,270	▲ 98
(事業粗利益率)	1.04%	1.02%	
事 業 純 益	44	▲ 107	▲ 151
実 質 事 業 純 益	48	▲ 102	▲ 150
コ ア 事 業 純 益	125	47	▲ 78
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	193	129	▲ 64

(3) 資金運用・調達の状況

(単位:百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	397,063	2,605	0.66%	396,233	2,803	0.71%
うち預金	220,937	1,192	0.54%	214,264	1,280	0.60%
うち有価証券	43,313	346	0.80%	45,548	412	0.91%
うち貸出金	132,812	1,066	0.80%	136,420	1,109	0.81%
資金調達勘定	395,319	89	0.02%	396,462	301	0.08%
うち貯金・定期積金	390,543	79	0.02%	393,618	287	0.07%
うち譲渡性貯金	4,662	9	0.20%	2,703	13	0.51%
うち借入金	113	0	0.32%	140	0	0.24%
利 ざ や			0.63%			0.63%
総 資 金 利 ざ や			0.13%			0.13%

(注) 1. 利ざや=運用利回り-調達利回り

2. 総資金利ざや=運用利回り-資金調達原価率(調達利回り+経費率)

経費率=信用部門の事業管理費÷調達資金平均残高

3. 預金利息は受取事業分量配当金を含めています(以下同様)。

(4) 受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
受取利息	▲ 55	197
うち預金利息	▲ 58	88
うち有価証券利息・配当金	16	66
うち貸出金利息	▲ 14	43
支払利息	2	212
うち貯金・定期積金利息等	▲ 3	208
うち譲渡性貯金利息	5	4
うち借入金利息	0	0
差 引	▲ 58	▲ 14

(注) 各欄には前年度に対する増減額を記載しています。

(5) リスク管理債権（貸出金）の状況

① リスク管理債権の内容

当JAのリスク管理債権の状況は次のとおりです。なお、貸出金総額に占めるリスク管理債権の割合は0.09%です。

(単位:百万円)

リスク管理債権の区分	令和5年度	令和6年度
破綻先債権	9	26
延滞債権	124	107
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
合 計	133	133

(注) リスク管理債権は、農協法施行規則第204条の規定に則り、担保・保証の有無にかかわらず開示しているため、回収不能額を示すものではありません。

② リスク管理債権に対する対応状況

令和6年度の上記リスク管理債権に対する担保・保証および引当金による保全状況は次のとおりであり、債権保全には万全を期しております。

(単位:百万円)

担保・保証による保全部分	133
個別貸倒引当金残高	-
信用事業に係る一般貸倒引当金残高	5

(注) 用語の説明

1. リスク管理債権

① 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいいます。

② 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

③ 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいいます。

④ 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいいます。

2. 担保・保証による保全部分

上記の4種類の貸出金のうち、貯金や定期積金、有価証券、および不動産などの確実な担保ならびに農業信用基金協会等の確実な保証先による債務保証により保全された額を指します。

3. 個別貸倒引当金

破綻先貸出金など貸倒れの可能性の高い貸出金に対して、貸倒れにより発生する損失金額を見積もり、引き当てたものです。

4. 一般貸倒引当金

個別貸倒引当金の対象となる貸出金以外について、現状では回収不能の危険性は薄いものの、将来に備えるために、残高に一定率を乗じた金額を引き当てたものです。

5. その他の不良債権

「農協法施行規則」によるリスク管理債権は上記のとおりですが、購買未収金等その他の事業に係る債権についても、貸出金に準じて、一定の基準により「貸倒引当金」を引き当てております。

なお、元本補てん契約のある信託にかかる貸出金はありません。

(6) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

当JAの金融再生法の開示区分にもとづく債権額は次のとおりであり、保全には万全を期しております。

(単位：百万円)

金融再生法の債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	33	0	33	-	33	
	令和6年度	49	0	48	-	49	
危険債権	令和5年度	100	-	100	-	100	
	令和6年度	85	-	85	-	85	
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-	-	
	令和6年度	-	-	-	-	-	
	三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-
		令和6年度	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-	-
		令和6年度	-	-	-	-	-
小計	令和5年度	133	0	133	-	133	
	令和6年度	134	0	133	-	134	
正常債権	令和5年度	134,073					
	令和6年度	138,946					
合計	令和5年度	134,207					
	令和6年度	139,081					

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権を言います。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と、5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(7) 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期増加高	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	4	4		4	4
	令和6年度	4	5		4	5
個別貸倒引当金	令和5年度	53	45	0	53	45
	令和6年度	45	38	-	45	38
合計	令和5年度	58	50	0	58	50
	令和6年度	50	43	-	50	43

注： 貸倒引当金には信用事業以外の債権にかかるものを含んでいます。

(8) 貸出金償却の状況

該当する取引はありません。

(9)貸出金等の状況

①貸出金種類別残高（構成比）

（単位：百万円、％）

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
手形貸付金	-	-	-	-
証書貸付金	133,531 (99.5%)	138,362 (99.5%)	132,234 (99.6%)	135,808 (99.6%)
当座貸越	609 (0.5%)	660 (0.5%)	578 (0.4%)	611 (0.4%)
貸出金計	134,140 (100.0%)	139,023 (100.0%)	132,812 (100.0%)	136,420 (100.0%)
(うち固定金利貸出金)	23,154	22,419		
(うち変動金利貸出金)	109,027	113,300		

(注) () 内は、構成比を表したものです。

②運転資金・設備資金別残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
運 転 資 金	7,293	7,313
設 備 資 金	62,714	63,246

注：1. 運転資金には当座貸越を含んでいます。

2. 設備資金、運転資金のみを記載しているため、合計額は貸出金残高と一致しません。

③業種別貸出残高（構成比）

（単位：百万円、％）

	令和5年度	令和6年度
農業	12,980 (9.7%)	12,245 (8.8%)
林業	46 (0.0%)	78 (0.1%)
水産業	222 (0.2%)	198 (0.1%)
製造業	6,977 (5.2%)	7,248 (5.2%)
農 業 ・ 鉱 業	335 (0.2%)	318 (0.2%)
建設業	5,323 (4.0%)	5,791 (4.0%)
事 業 ・ 不 動 産 業	13,568 (10.1%)	13,490 (9.7%)
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2,363 (1.8%)	2,297 (1.7%)
運 輸 ・ 通 信 業	3,348 (2.5%)	3,402 (2.5%)
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	3,143 (2.3%)	3,205 (2.3%)
事 業 関 連	14,616 (10.9%)	14,407 (10.4%)
金 融 ・ 保 険 業	11,144 (8.3%)	11,097 (8.0%)
地 方 公 共 団 体	7,110 (5.3%)	6,736 (4.9%)
そ の 他	52,957 (39.5%)	58,504 (42.1%)
小 計	134,140 (100.0%)	139,023 (100.0%)
住 宅 ・ 生 活 関 連 ・ そ の 他	- (-)	- (-)
合 計	14,140 (100.0%)	139,023 (100.0%)

(注) 1. () 内は、構成比を表しています。

2. 業種は主たる業種としています。残高及び構成比は主たる業種以外の業種に対する貸出金を含んでいます。

④貸出金担保別の内訳

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
定期貯金・定期積金	3,754	3,805
不 動 産	56,109	57,236
有 価 証 券	-	-
そ の 他	23	131
担 保 計	59,887	61,173
機 関 保 証	59,824	63,993
信 用 そ の 他	14,554	13,959
合 計	134,265	139,126

(注) 1. 債務保証はありません。

2. ひとつの貸出金で、不動産担保および機関保証を付保している場合は、機関保証のみに記載しています。

3. 機関保証とは、農業信用基金協会、信用保証協会等による保証です。

4. 信用その他には個人保証貸出が含まれます。

⑤ 営農類型・資金種別別残高

(単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度
営農類型別	農業	1,196	1,211
	穀作	6	23
	野菜・園芸	288	242
	果樹・樹園農業	103	101
	茶	50	40
	養豚・肉牛・酪農	0	0
	養鶏・養卵	0	0
	その他農業	746	803
	農業関連団体等	-	-
資金種別	プロパー資金	948	956
	農業制度資金	247	254
	農業近代化資金	137	127
	その他制度資金	110	127
合 計		1,196	1,211

- (注) 1. 農業の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、土地改良区、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられていない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、他のJAや経済連やJA等の子会社が含まれています。
茶農協など専門農協への貸出は該当する作目に計上しています。
4. プロパー資金とは、貸出金のうち制度資金以外のものをいいます。
5. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJA等が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金（間接融資）と②を対象としています。

⑥ 農業関係の受託貸付金残高

該当する取引はありません。

(10)貯金の状況

①貯金種類別残高（構成比）

（単位：百万円、％）

		期 末 残 高		平 均 残 高	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
流動性貯金	当座貯金	334 (0.1%)	365 (0.1%)	284 (0.1%)	302 (0.1%)
	普通貯金	179,980 (46.0%)	182,674 (46.0%)	176,542 (44.7%)	182,431 (46.4%)
	貯蓄貯金	307 (0.1%)	265 (0.1%)	321 (0.1%)	285 (0.1%)
	通知貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)
定期性貯金	定期貯金	199,808 (51.0%)	202,724 (51.1%)	201,898 (51.1%)	197,947 (50.3%)
	(固定金利定期貯金)	199,788	202,716		
	(変動金利定期貯金)	20	8		
	定期積金	10,397 (2.7%)	8,564 (2.2%)	11,228 (2.8%)	9,548 (2.4%)
	その他の貯金	62 (0.0%)	99 (0.0%)	255 (0.1%)	244 (0.1%)
	計	390,900 (99.8%)	394,694 (99.4%)	390,530 (98.8%)	390,760 (99.3%)
	譲渡性貯金	621 (0.2%)	2,200 (0.6%)	4,662 (1.2%)	2,703 (0.7%)
	貯金合計	391,521 (100.0%)	396,894 (100.0%)	395,192 (100.0%)	393,463 (100.0%)

(注) () 内は、構成比を表したものです。

(11) 有価証券等の状況

① 有価証券種類別残高（構成比）

（単位：百万円、％）

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国 債	15,891 (36.6%)	13,597 (31.1%)	15,986 (36.9%)	15,986 (36.7%)
地 方 債	6,128 (14.1%)	7,823 (17.9%)	5,796 (13.4%)	5,796 (13.3%)
政 府 保 証 債	186 (0.4%)	170 (0.4%)	298 (0.7%)	298 (0.7%)
金 融 債	- (-)	589 (1.3%)	- (-)	279 (0.64%)
社 債	13,940 (32.1%)	14,966 (34.3%)	15,669 (36.2%)	15,669 (35.9%)
受 益 証 券	7,300 (16.8%)	6,545 (15.0%)	5,560 (12.8%)	5,560 (12.8%)
合 計	43,446 (100.0%)	43,693 (100.0%)	43,313 (100.0%)	43,592 (100.0%)

(注) 1 () 内は構成比を表わしたものです。

2. 外国株式、外国債券、短期社債、株式、投資証券は保有しておりません。

貸付有価証券は有価証券の種類ごとに記載しています。

② 有価証券の残存期間別残高

国債 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	-	-
1 年 超 3 年 以 下	-	-
3 年 超 5 年 以 下	-	-
5 年 超 10 年 以 下	1,341	1,797
10 年 超	14,550	11,799
期間の定めのないもの	-	-
合 計	15,891	13,597

地方債 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	1,200	-
1 年 超 3 年 以 下	-	100
3 年 超 5 年 以 下	207	200
5 年 超 10 年 以 下	3,003	6,047
10 年 超	1,716	1,475
期間の定めのないもの	-	-
合 計	6,128	7,823

政府保証債 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	-	-
1 年 超 3 年 以 下	-	-
3 年 超 5 年 以 下	-	-
5 年 超 10 年 以 下	-	-
10 年 超	186	170
期間の定めのないもの	-	-
合 計	186	170

金融債 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	-	-
1 年 超 3 年 以 下	-	-
3 年 超 5 年 以 下	-	589
5 年 超 10 年 以 下	-	-
10 年 超	-	-
期間の定めのないもの	-	-
合 計	-	589

社債 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	-	-
1 年 超 3 年 以 下	101	-
3 年 超 5 年 以 下	811	1,085
5 年 超 10 年 以 下	5,601	6,377
10 年 超	7,424	7,503
期間の定めのないもの	-	-
合 計	13,940	14,966

受益証券 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	-	-
1 年 超 3 年 以 下	359	-
3 年 超 5 年 以 下	-	76
5 年 超 10 年 以 下	852	-
10 年 超	-	158
期間の定めのないもの	6,162	6,310
合 計	7,374	6,545

③ 商品有価証券種類別残高（構成比）

該当する取引はありません。

④有価証券等の時価情報

・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,800	1,805	5	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	600	596	▲ 3	2,400	2,283	▲ 116
合計		2,400	2,401	1	2,400	2,283	▲ 116

(注)満期保有目的債券の時価は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

・その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券						
	国債	2,625	2,511	114	614	602	12
	地方債	1,625	1,602	23	201	200	1
	社債	2,243	2,199	44	201	200	1
	その他	6,244	4,525	1,719	5,296	4,086	1,209
	小計	12,740	10,838	1,901	6,314	5,089	1,225
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券						
	国債	13,265	14,352	▲ 1,086	12,982	15,140	▲ 2,157
	地方債	2,102	2,235	▲ 132	5,221	5,634	▲ 412
	政府保証債	186	203	▲ 17	170	203	▲ 32
	金融債	-	-	-	589	600	▲ 10
	社債	11,696	12,712	▲ 1,016	14,764	16,583	▲ 1,819
	その他	1,180	1,331	▲ 150	1,373	1,508	▲ 135
	小計	28,431	30,835	▲ 2,403	35,102	39,671	▲ 4,568
合計		41,171	41,674	▲ 502	41,417	44,760	▲ 3,342

(注) 1. 上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

2. 貸借対照表価額は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

・時価のない主な有価証券の内容

(単位：百万円)

	貸借対照表価額	
	令和5年度	令和6年度
子会社および関連会社株式	19	19
その他有価証券	13,089	13,089
（系統機関出資金）	12,730	12,730
（系統機関外出資金）	358	358

(注)上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

・金銭の信託の内容

該当する取引はありません。

(12)公共債の窓口販売実績

(単位：百万円)

	窓口販売実績	
	令和5年度	令和6年度
国債	116	164

(13)内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	87	515	81	513
	金額	83,883	123,387	76,654	128,818
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	16	1	5	9
雑為替	件数	14	13	12	12
	金額	62,645	83,234	38,846	59,530
合計	件数	101	529	93	525
	金額	146,545	206,623	115,506	188,358

4. 共済事業の状況

(1) 長期共済新契約高・保有高

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命 総合 共済 建物 更生 共済	終身共済	3,394	141,064	3,193	133,527
	定期生命共済	698	2,757	756	3,226
	養老生命共済	541	32,154	284	28,098
	こども共済	496	15,524	247	14,638
	医療共済	25	2,595	30	2,250
	がん共済	-	441	-	425
	定期医療共済	-	508	-	477
	介護共済	535	3,220	296	3,475
	年金共済	-	1	-	1
	計	36,159	829,206	38,575	802,521

(注) 1. 長期共済は、契約期間が5年以上の共済です。

2. 合計の金額は、保障額です(年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含みます)。

(2) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	件数	共済掛金	件数	共済掛金
火災共済	1,580	17	1,535	18
自動車共済	14,954	679	14,952	684
傷害共済	8,252	7	7,928	5
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	4	0	4	0
賠償責任共済	622	1	538	1
自賠責共済	3,359	54	3,369	54
計	28,771	761	28,326	764

(注) 1. 短期共済は、契約期間が5年未満の共済です。

2. 件数は次のとおりです。

火災…符号(目的)件数 自動車・個人賠償…証書件数 傷害・団体定期・定額定期生命…被共済者数
自賠責…契約台数

5. その他の事業の状況

(1) 購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種類		購買品供給・取扱高		種類		購買品供給・取扱高		
		令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度	
生産資材	飼料	47	44	生活資材	米	43	52	
	肥料	352	313		食品	生鮮食品	-	-
	農薬	196	200			一般食品	153	148
	保温資材	89	105		衣料品		13	9
	包装資材	150	152		耐久消費財		36	58
	農業機械	182	196		日用品		212	220
	石油類	49	54		L P ガス		188	210
	自動車	0	7		石油類		41	44
	その他	135	113		その他		9	11
	小計	1,204	1,189		小計		698	756
				合計		1,903	1,945	

(2) 販売事業取扱実績

(単位：百万円)

種類		販売品販売・取扱高		種類		販売品販売・取扱高	
		令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度
農産物	米	5	4	畜産物	生乳	17	17
	麦	-	-		牛乳(加工乳等)	-	-
	雑穀・豆類	-	-		鶏卵	-	-
	加工用甘藷・馬鈴薯	-	-		ひな・種鶏	-	-
	繭	-	-		ブロイラー・成鶏	-	-
	野菜	925	968		乳用牛	-	-
	果実	199	183		肉用牛	83	92
	茶	450	421		肉豚	-	-
	その他工芸作物	-	-		その他畜産物	7	7
	花き・花木	194	172		小計	107	117
その他農林水産物	1,907	1,979					
小計	3,683	3,731	合計		3,791	3,848	

(3) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

種類	製品販売高	
	令和5年度	令和6年度
仕上茶	179	158
合計	179	158

(4) 指導事業収支の内容

(単位：百万円)

項目		令和5年度	令和6年度
収入	賦課金	6	6
	実費収入	4	3
	指導事業補助金	3	3
	その他収益	10	9
	合計	25	23
支出	営農改善費	10	9
	生活文化事業費	3	2
	教育情報費	4	4
	その他指導費用	21	18
	合計	39	36

6. 自己資本の充実の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和7年3月末の当J Aの自己資本比率は12.67%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当組合の自己資本は組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	当J A
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	1,735百万円（前年度1,762百万円）

(注)

1. 普通出資のうち9百万円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当J Aで取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
2. 当J Aには普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。

当組合では、自己資本比率算出要領を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理をしリスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円 %)

	令和6年度	令和5年度	
			経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	20,209	20,010	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,735	1,762	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	18,518	18,294	
うち、外部流出予定額(△)	▲ 34	▲ 35	
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 9	▲ 11	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	4	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	5	4	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,215	20,014	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	1	0
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	7	16	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴いより増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	192	83	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	200	102	
自己資本			
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	20,014	19,912	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	152,884	144,005	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,024	8,296	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	157,909	152,302	
自己資本比率			
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	12.67%	13.07%	

- 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	992	-	-
我が国の中央政府および 中央銀行向け	16,886	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	13,357	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	0
我が国の政府関係機関向け	1,406	120	4
地方三公社向け	200	40	1
金融機関および第一種金融商品取引 業者向け	222,812	44,562	1,782
法人等向け	13,434	5,761	230
中小企業等向けおよび 個人向け	5,591	2,097	83
抵当権付住宅ローン	75,071	25,926	1,037
不動産取得等事業向け	10,663	10,391	415
三月以上延滞等	50	5	0
取立未済手形	97	19	0
農業基金協会・信用保証協会等による 保証付	20,073	1,985	79
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	871	871	34
(うち出資等のエクスポージャー)	871	871	34
(うち重要な出資のエクスポ ージャー)	-	-	-
上記以外	28,802	47,158	1,886
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象普通出資等に係 るエクスポージャー)	12,224	30,560	1,222
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー)	560	1,400	56
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に関するエク スポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基 準額を上回る部分に係るエク スポージャー)	16,018	15,197	607
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-

(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,850	5,045	201
(うちルックスルー方式)	5,850	5,045	201
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	416,363	144,005	5,760
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	416,363	144,005	5,760
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	8,296		331
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	152,302		6,092

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を現エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランス含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。（当J Aはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」は、当J Aはありません。
- 「経過措置によりリスクアセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当J Aでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本額の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		933	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け		15,764	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け		-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-
我が国の地方公共団体向け		14,985	-	-
外国の中央政府等以外の公共団体 向け		-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	-	-
我が国の政府関係機関向け		1,507	130	5
地方三公社向け		200	40	1
金融機関および第一種金融商品取引 業者向け		221,523	46,404	1,856
法人等向け		15,328	5,918	236
中堅中小企業等向け及び 個人向け		7,068	5,044	201
(うちトランザクター向け)		25	11	0
不動産関連向け		95,063	46,815	1,872
(うち自己居住用不動産等向け)		40,606	15,158	606
(うち賃貸用不動産向け)		53,101	30,709	1,228
(うち事業用不動産関連向け)		1,355	947	37
(うちその他不動産関連向け)		-	-	-
(うちADC向け)		-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		45	6	0
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞		129	116	4
取立未済手形		67	13	0
信用保証協会等による保証付		22,963	2,274	90
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等		871	871	34
共済約款貸付		-	-	-
上記以外		20,904	39,999	1,599
(うち重要な出資のエクスポ ージャー)		-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー)		-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象普通出資等に係 るエクスポージャー)		12,224	30,560	1,222
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー)		505	1,264	50
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に関するエク スポージャー)		-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していない 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基 準額を上回る部分に係るエク スポージャー)		-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)		8,175	8,175	327
証券化		-	-	-
(うちSTC要件適用分)		-	-	-
(うち短期STC要件適用分)		-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)		-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対 象外分)		-	-	-
再証券化		-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		5,589	5,648	225
(うちルックスルー方式)		5,488	5,545	221
(うちマンドート方式)		100	103	4
(うち蓋然性方式250%)		-	-	-
(うち蓋然性方式400%)		-	-	-
(うちフォールバック方式)		-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過措 置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(Δ)		-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計		422,947	153,284	6,131
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		422,947	153,284	6,131
マーケットリスク に対する所有自己資本の額 <簡易方式・標準的方式>		マーケットリスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	-

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	5,024	200
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	158,308	6,332

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,024
オペレーショナル・リスクに対する所有自己資本の額	200
BI	3,349
BIC	401

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。（当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3)信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するため必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和6年度				令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	417,357	138,970	41,649	174	410,512	134,032	38,282	50	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	417,357	138,970	41,649	174	410,512	134,032	38,282	50	
法人	農業	17	17	-	-	29	29	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2,851	366	2,479	-	2,539	27	2,506	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,350	946	1,403	-	2,539	956	1,403	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,934	-	6,934	-	4,923	-	4,923	-
	運輸・通信業	3,411	-	3,411	-	3,411	-	3,411	-
	金融・保険業	24,694	7,005	1,905	-	24,237	7,005	1,402	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	212,739	61	1,404	42	214,730	64	1,503	4
	日本国政府・地方公共団体	30,750	6,738	24,011	-	30,244	7,112	23,132	-
	上記以外	1,109	994	100	-	569	567	-	-
	個人	122,839	122,839	-	132	118,270	118,270	-	41
その他	9,658	-	-	-	9,198	-	-	-	
業種別計	417,357	138,970	41,649	174	410,512	134,032	38,282	45	
1年以下	210,959	535	-		206,990	541	1,200		
1年超3年以下	1,201	1,101	100		1,313	1,213	100		
3年超5年以下	3,975	2,069	1,905		3,171	2,169	1,001		
5年超7年以下	4,871	2,263	2,607		4,568	2,461	2,106		
7年超10年以下	18,329	6,190	12,139		14,208	6,298	7,910		
10年超	154,693	126,297	24,897		150,296	120,818	25,962		
期限の定めのないもの	23,327	512	-		29,964	529	-		
残存期間別残高計	417,357	138,970	41,649		410,512	134,032	38,282		

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます（当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残 高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残 高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	4	5	/	4	5	4	4	/	4	4
個別貸倒引当金	45	38	0	45	38	53	45	0	53	45

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国内	45	38	0	45	38	/	53	45	0	53	45	/	
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	
地域別計	45	38	0	45	38	/	53	45	0	53	45	/	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	4	2	-	4	2	-	6	4	-	6	4	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	41	35	0	41	35	-	47	41	0	47	41	-	
業種別系	45	38	0	45	38	-	53	45	0	53	45	-	

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

単位：百万円

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	933	-	933	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	15,764	-	15,764	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	14,985	-	14,985	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	1,507	-	1,507	-	130	0
地方三公社向け	20	200	-	200	-	40	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	221,523	-	221,523	-	46,404	0
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	15,328	-	15,328	-	5,918	0
(うち特定貸付債権向け)	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	7,028	395	5,644	39	5,044	0
(うちトランザクター向け)	45	-	250	-	25	11	0
不動産関連向け	20~150	95,209	-	91,435	-	46,902	0
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	40,606	-	38,750	-	15,158	0
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	53,247	-	51,330	-	30,796	0
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	1,355	-	1,353	-	947	0
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	7	-	5	-	6	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	117	-	116	-	116	0

取立未済手形	20	67	-	67	-	13	0
信用保証協会等による保証付	0~10	22,963	-	22,743	-	2,274	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	871	-	871	-	871	0
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	20,449	-	20,449	0	39,513	0
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	12,224	-	12,224	-	30,560	0
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	485	-	485	-	1,214	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,739	-	7,739	-	7,739	-
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちS T C要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	5,589	-	5,589	-	5,648	0
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-						
合計（信用リスク・アセットの額）	-					152,884	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を実施した後のエクスポージャーの額

令和6年度

単位:百万円

信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																								
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15											
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14											
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
我が国の政府関係機関向け	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1											
地方三公社向け	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0											
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計										
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	211	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	0	221										
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計									
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計								
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	5	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	15									
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	100%		150%		250%		400%		その他		合計													
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0									
	45%		75%		100%		その他		合計															
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	1	2	0	5																			
(うちトランザクター向け)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0											
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0	38							
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他	合計		
不動産関連向けうち貸貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	51						
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計											
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1										
	60%				その他				合計															
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	100%				150%				その他				合計											
不動産関連向けうちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	50%				100%				150%				その他				合計							
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0									
	0%		10%		20%		100%		その他		合計													
現金	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0												
取立未済手形	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0												
信用保証協会等による保証	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	0	22											
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 勘案 削減 後 残 効 果 高 果	リスク・ウエイト0%	-	36,630	36,630
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	21,258	21,258
	リスク・ウエイト20%	3,206	223,110	226,317
	リスク・ウエイト35%	-	74,076	74,076
	リスク・ウエイト50%	10,035	44	10,079
	リスク・ウエイト75%	-	2,796	2,796
	リスク・ウエイト100%	100	26,466	26,566
	リスク・ウエイト150%	-	1	1
	リスク・ウエイト200%	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	12,784	12,784
	その他	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	
計	13,342	397,169	410,512	

(注)

1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
2. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	312,031	-	-	307,861
40%～70%	73,774	250	10%	72,714
75%	5,774	137	10%	5,730
80%	-	-	-	-
85%	954	-	-	924
90%～100%	3,088	-	-	3,059
105%～130%	-	-	-	-
150%	2	-	-	2
250%	871	-	-	871
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	12	8	10%	5
合計	396,509	395	10%	391,168

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が付与されているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいづれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	204
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	22	-
中小企業等向け及び個人向け	25	-
抵当権付住宅ローン	-	-
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	30	-
合 計	78	204

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれません。

(単位：百万円)

	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	204
地方三公社向け	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	51	-
自己居住用不動産等向け	2	-
賃貸用不動産向け	3	-
事業用不動産関連向け	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合計	57	204

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規程する「破産更生債権およびこれ
らに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに
階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中
央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取り立未済手形・未決済取引・その他の資産
（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当JAでは、投資信託等のファンドに内包される派生商品取引のみで、ファンドの取得にあたっては長期的視点による安全・確実な運用を基本方針としており、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び保有有価証券ポートフォリオの状況などを考慮したうえで年次運用方針を理事会において決定しています。また、有価証券の取得・保有にあたっては格付基準を設け管理しています。具体的なリスク管理態勢については余裕金運用規程、余裕金運用等にかかるリスク管理手続に定め、適切なリスク管理に努めております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当JAには長期決済期間取引に該当する取引はありません。

② 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

当JAには長期間決裁取引や一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当JAには該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しますが、当JAには該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や A L M などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資（県信連等の J A グループ等への出資）については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	124	124	124	124
非上場	13,108	13,108	13,108	13,108
合計	13,232	13,232	13,232	13,232

(注) 「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③出資等または株式等その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を
 その他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
118	-	119	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の
 評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(11) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	5,488	5,850
マンデート方式を適用するエクスポージャー	100	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.245年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、
- ◇ Δ EVEおよび Δ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NI Iと大きく異なる点
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	2,530	2,572	-365	-262
2	下方パラレルシフト	-3,300	-4,397	314	72
3	スティープ化	3,725	3,827		
4	フラット化	-3,051	-3,068		
5	短期金利上昇	-889	-883		
6	短期金利低下	1,044	568		
7	最大値	3,725	3,827		
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	20,014		19,912	

7. 連結情報

(1) グループの概況

JA静岡市グループは当JA、主として葬祭事業を行う株式会社JA静岡市やすらぎセンター（子会社）で構成されています。

(2) 子会社の状況

会社名 主たる営業所又は事務所の所在地	設立年月日	資本金 (百万円)	事業内容	J A 静岡市 議決権比率 (%)	他の子会社 の議決権比 率 (%)	当期売上高 (百万円)	当期利益 (百万円)
(株)JA静岡市やすらぎセンター 静岡市葵区岳美15-65	平成20年10月	20	葬祭事業	99.5	0	708	11

(3) 連結事業の概況（令和6年度）

①事業の概要

令和6年度の当JAグループの連結決算は、株式会社JA静岡市やすらぎセンターを連結しています。

令和6年度の連結決算の内容は、連結経常収益7,922百万円、連結当期剰余金269百万円、連結純資産17,156百万円、連結総資産419,529百万円で、連結自己資本比率は12.83%となっております。

②連結対象子会社の事業概況

「株式会社JA静岡市やすらぎセンター」の事業概況

日本の人口動態について、2024年11月の報告によれば、総人口は1億2,378万4千人で、前年同月に比べて減少しています。うち65歳以上の人口は、5708万2千人で72万1千人増加しています。静岡市域の人口は、1990年（平成2年）をピークに減少に転じており、将来推計人口は2025年に約65万人、2040年に約56万人まで減少するとされていますが、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

当管内（葵・駿河区）の死亡者数は、2025年3月の「静岡市人口動態統計」によれば6,215人で前年より312人増加しており、静岡斎場件数は5,914件と昨年より319件増加しました。

コロナ禍によって、葬祭業を取り巻く環境は大きく変わり、葬儀の小規模化に加え伝統的な宗教儀式を行わない形態（一日葬・直葬）も都市部から地方へ広がりを見せています。

そんな中、令和6年度葬儀業界は家族葬・直葬を目的とする『タクセル』が3ホール、『トワーズ』が1ホール、『ラビュー』が1ホールをオープンしました。また、『アイネット』が1ホールオープンし、令和7年度には『パルモ』の進出が予定され、競争の激化が予測されます。

このような背景のもと当社でもシェア維持のため、新聞折込・ポスティング・ホームページ・イベントにより広報活動を実施しシェア率の維持を図ってきました。次年度の取り組みとして、組合員にはJA広報誌（オアシス等）への掲載や女性部を対象とした講習会の実施によりPRを行うこと、員外には今までの広報活動に加えテレビCMによりJA葬祭の知名度アップを図っていきます。

今後も原点に戻り、ミスの無い葬儀等はもちろんのこと、さらに一つ上の質に取り組むことにより、ご葬家・会葬者等のCS向上を図って参ります。

(4)連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R6. 3. 31)	令和6年度 (R7. 3. 31)	科 目	令和5年度 (R6. 3. 31)	令和6年度 (R7. 3. 31)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	394,822,164	398,018,416	1. 信用事業負債	394,085,905	400,323,299
(1)現金	992,646	933,878	(1)貯金	390,652,650	394,447,790
(2)預金	215,795,785	213,865,230	(2)譲渡性貯金	621,254	2,200,000
(3)有価証券	43,446,780	43,693,092	(3)借入金	110,184	127,419
(4)貸出金	133,969,329	138,877,526	(4)その他の信用事業負債	2,701,816	3,548,090
(5)その他の信用事業資産	622,144	653,869	2. 共済事業負債	819,501	774,817
(6)貸倒引当金	▲ 4,522	▲ 5,180	(1)共済資金	425,062	370,046
2. 共済事業資産	739	749	(2)未経過共済付加収入	385,770	391,199
3. 経済事業資産	726,373	710,069	(3)その他の共済事業負債	8,668	13,571
(1)経済事業未収金	412,977	397,622	3. 経済事業負債	362,863	382,529
(2)経済受託債権	18,941	16,579	(1)経済事業未払金	321,658	345,176
(3)棚卸資産	330,654	324,581	(2)経済受託債務	41,205	37,353
(4)その他の経済事業資産	9,730	9,730	4. 雑負債	382,157	314,469
(5)貸倒引当金	▲ 45,929	▲ 38,444	5. 諸引当金	553,808	578,599
4. 雑資産	671,247	673,176	(1)賞与引当金	235,512	238,899
5. 固定資産	6,025,429	6,284,075	(2)退職給付に係る負債	-	39,481
(1)有形固定資産	6,022,288	6,282,507	(3)役員退職慰労引当金	45,830	58,555
建物	6,810,369	7,316,058	(4)特例業務負担金引当金	272,465	241,662
機械装置	377,261	378,958	負債の部合計	396,204,237	402,373,716
土地	3,171,303	3,168,083	(純資産の部)		
建設仮勘定	136,422	46,475	1. 組合員資本	20,341,685	20,552,022
その他の有形固定資産	1,352,445	1,363,788	(1)出資金	1,762,390	1,735,581
減価償却累計額(控除)	▲ 5,824,914	▲ 5,990,856	(2)資本剰余金	166	166
(2)無形固定資産	2,541	1,567	(3)利益剰余金	18,590,920	18,825,670
6. 外部出資	13,214,140	13,213,689	(4)処分未済持分	▲ 11,781	▲ 9,386
7. 退職給付に係る資産	107,360	116,556	(5)子会社の所有する親組合出資金	▲ 10	▲ 10
8. 繰延税金資産	520,606	513,173	2. 評価・換算差額等	▲ 459,451	▲ 3,397,476
資産の部合計	416,088,061	419,529,907	(1)その他有価証券評価差額金	▲ 502,386	▲ 3,342,859
			(2)退職給付に係る調整累計額	42,934	▲ 54,616
			3. 少数株主持分	1,589	1,646
			純資産の部合計	19,883,824	17,156,190
			負債及び純資産の部合計	416,088,061	419,529,907

(5) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R5. 4. 1~R6. 3. 31)	令和6年度 (R6. 4. 1~R7. 3. 31)
1. 事業総利益	4,800,472	4,761,842
(1) 信用事業収益	3,201,293	3,459,318
資金運用収益	2,602,724	2,800,755
(うち預金利息)	(1,128,329)	(1,176,886)
(うち受取事業分量配当)	(63,942)	(103,799)
(うち有価証券利息配当金)	(346,550)	(412,810)
(うち貸出金利息)	(1,063,902)	(1,107,259)
(うちその他受入利息)	(0)	(0)
役務取引等収益	114,942	118,861
その他事業直接収益	1,499	3,621
その他経常収益	482,126	536,080
(2) 信用事業費用	461,710	761,951
資金調達費用	104,356	325,016
(うち貯金利息)	(71,725)	(282,069)
(うち給付補填備金繰入)	(7,759)	(5,378)
(うち譲渡性貯金利息)	(9,256)	(13,713)
(うち借入金利息)	(367)	(341)
(うちその他支払利息)	(15,247)	(23,514)
役務取引等費用	49,789	48,058
その他事業直接費用	78,177	153,128
その他経常費用	229,387	235,748
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(657)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 78)	(-)
・信用事業総利益	2,739,582	2,697,367
(3) 共済事業収益	1,098,064	1,100,312
共済付加収入	1,027,779	1,002,769
その他の収益	70,284	97,543
(4) 共済事業費用	34,918	34,936
共済推進費及び共済保全費	21,987	25,049
その他の費用	12,931	9,886
・共済事業総利益	1,063,145	1,065,375
(5) 購買事業収益	2,152,993	2,068,917
購買品供給高	2,102,607	2,023,356
購買手数料	33,162	34,639
その他の収益	17,223	10,922
(6) 購買事業費用	1,546,417	1,489,288
購買品供給原価	1,494,830	1,448,224
購買品供給費	21,540	5,478
その他の費用	30,047	35,584
・購買事業総利益	606,576	579,629
(7) 販売事業収益	923,946	994,205
販売品販売高	695,270	766,463
販売品手数料	211,522	211,913
その他の収益	17,152	15,828
(8) 販売事業費用	644,014	687,204
販売品販売原価	575,459	621,052
販売費	7,789	5,678
その他の費用	60,766	60,474
・販売事業総利益	279,931	307,000
(9) その他事業収益	320,462	299,855
(10) その他事業費用	209,225	187,385
・その他事業総利益	111,236	112,470
2. 事業管理費	4,610,928	4,650,538
(1) 人件費	3,133,489	3,108,736
(2) その他事業管理費	1,477,439	1,541,802
事業利益	189,544	111,304
3. 事業外収益	251,797	258,156
(1) 受取雑利息	39	26
(2) 受取出資配当金	183,566	181,464
(3) 賃貸料	53,301	53,496
(4) 雑収入	14,891	23,168
4. 事業外費用	20,571	28,546
(1) 賃貸費用	16,618	19,978
(2) その他の事業外費用	3,952	8,567
経常利益	420,771	340,915
5. 特別利益	558	59
(1) 固定資産処分益	558	59
6. 特別損失	44,144	18,426
(1) 固定資産処分損	247	1,256
(2) 減損損失	28,268	9,929
(3) その他の特別損失	15,629	7,240
税金等調整前当期利益	377,185	322,548
法人税・住民税及び事業税	18,004	7,910
法人税等調整額	54,062	44,824
法人税等合計	72,066	52,734
当期利益	305,118	269,813
非支配株主に帰属する当期利益	109	55
当期剰余金	305,008	269,757

(6)連結キャッシュ・フロー計算書

科 目	(単位：千円)		科 目	(単位：千円)	
	令和5年度 (R5.4.1～R6.3.31)	令和6年度 (R6.4.1～R7.3.31)		令和5年度 (R5.4.1～R6.3.31)	令和6年度 (R6.4.1～R7.3.31)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	377,185	322,548	有価証券の取得による支出	▲ 15,623,817	▲ 15,574,673
減価償却費	215,502	250,470	有価証券の売却による収入	11,169,530	10,770,293
減損損失	28,268	9,929	有価証券の償還による収入	2,289,510	1,952,861
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	▲ 8,067	▲ 6,828	固定資産の取得による収入	▲ 163,872	▲ 520,303
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,720	3,387	固定資産の売却に伴う収入	613	60
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	▲ 89,247	▲ 104,658	外部出資による支出	6	-
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	▲ 46,172	12,725	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 2,328,028	▲ 3,371,762
その他引当金等の増加額 (△は減少)	▲ 41,284	▲ 30,802	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
信用事業資金運用収益	▲ 2,628,295	▲ 2,824,268	出資の増額による収入	52,507	54,929
信用事業資金調達費用	104,356	325,016	出資の払戻しによる支出	▲ 80,183	▲ 88,043
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 183,605	▲ 181,491	持分の取得による支出	▲ 2,766	▲ 2,262
有価証券関係損益 (△は益)	▲ 256,496	▲ 234,815	持分の譲渡による収入	6,692	7,052
固定資産売却損益 (△は益)	▲ 311	1,196	出資配当金の支払額	▲ 89,105	▲ 35,007
資産除去債務の増加額	99	100	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 112,855	▲ 63,331
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			4. 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	624,248	510,676
貸出金の純増 (△) 減	▲ 1,544,961	▲ 4,908,196	5. 現金及び現金同等物の期首残高	4,464,183	5,088,432
預金の純増 (△) 減	10,000,000	2,500,000	6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,088,432	5,599,108
貯金の純増減 (△)	▲ 6,327,987	5,373,884			
信用事業借入金の純増減 (△)	39,774	17,235			
その他の信用事業資産の純増額	▲ 41,757	39,817			
その他の信用事業負債の純増額	825,611	737,484			
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共済資金の純増減 (△)	▲ 14,631	▲ 55,016			
未経過共済付加収入の純増額	884	5,429			
その他の共済事業資産の純増額	186	▲ 10			
その他の共済事業負債の純増額	3,281	4,902			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	64,005	15,354			
経済受託債権の純増 (△) 減	▲ 840	2,361			
棚卸資産の純増 (△) 減	▲ 1,153	6,072			
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	▲ 2,249	23,517			
経済受託債務の純増減 (△)	1,572	633			
その他の経済事業負債の純増減 (△)	▲ 2,951	▲ 4,486			
(その他の資産及び負債の増減)					
その他の資産の純増額	▲ 28,981	▲ 1,929			
その他の負債の純増額	▲ 12,457	▲ 55,700			
信用事業資金運用による収入	2,605,271	2,753,243			
信用事業資金調達による支出	▲ 101,356	▲ 216,245			
小 計	2,934,909	3,780,367			
雑利息及び出資配当金の受取額	183,605	181,491			
法人税等の支払額	▲ 53,381	▲ 16,088			
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,065,133	3,945,769			

(7)連結注記表

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)						
注記内容						
<p>【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>① 連結子会社の数 1社 株式会社 JA 静岡市やすらぎセンター (全ての子会社を連結しています。)</p> <p>② 非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>① 持分法を適用した非連結子会社等・関連会社等はありません。</p> <p>② 持分法を適用しない非連結子会社等・関連会社等はありません。</p> <p>(3) 連結される子会社の連結事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。</p> <p>(4) のれんの償却に関する事項 のれんは発生しておりません。</p> <p>(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲</p> <p>① 連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。</p> <p>② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">216,788,432 千円</td> </tr> <tr> <td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">▲ 211,700,000 千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">5,088,432 千円</td> </tr> </table> <p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(2) 購買品(葬祭)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(4) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p>	現金及び預金勘定	216,788,432 千円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲ 211,700,000 千円	現金及び現金同等物	5,088,432 千円
現金及び預金勘定	216,788,432 千円					
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲ 211,700,000 千円					
現金及び現金同等物	5,088,432 千円					

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)						
注記内容						
<p>【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>① 連結子会社の数 1社 株式会社 JA 静岡市やすらぎセンター (全ての子会社を連結しています。)</p> <p>② 非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>① 持分法を適用した非連結子会社等・関連会社等はありません。</p> <p>② 持分法を適用しない非連結子会社等・関連会社等はありません。</p> <p>(3) 連結される子会社の連結事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。</p> <p>(4) のれんの償却に関する事項 のれんは発生しておりません。</p> <p>(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲</p> <p>① 連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。</p> <p>② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">214,799,108 千円</td> </tr> <tr> <td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">▲ 209,200,000 千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">5,599,108 千円</td> </tr> </table> <p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(2) 購買品(葬祭)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(4) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p>	現金及び預金勘定	214,799,108 千円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲ 209,200,000 千円	現金及び現金同等物	5,599,108 千円
現金及び預金勘定	214,799,108 千円					
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲ 209,200,000 千円					
現金及び現金同等物	5,599,108 千円					

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)
注記内容
<p>(5) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(6) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金等は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認められた額を引当てております。</p> <p>(2) 退職給付にかかる負債</p> <p>当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び信託銀行との退職給付信託契約に基づく年金資産を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しています。</p>

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)
注記内容
<p>(5) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(6) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金等は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認められた額を引当てております。</p> <p>(2) 退職給付にかかる負債</p> <p>当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び信託銀行との退職給付信託契約に基づく年金資産を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しています。</p>

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)
注記内容
<p>子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から一般財団法人静岡県農協共済会との退職金共済契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
<p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。</p>
<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p>
<p>(5) 特例業務負担金引当金 農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当連結事業年度末で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。</p>
<p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>③ 加工事業 組合員が生産した荒茶を原料に、仕上茶・飲料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>④ 宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p>
<p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方式 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によります。</p>
<p>7. 記載金額の端数処理 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、取引があるが、期末に残高がない勘定科目は、「-」で表示をしています。</p>

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)
注記内容
<p>子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から一般財団法人静岡県農協共済会との退職金共済契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
<p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。</p>
<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p>
<p>(5) 特例業務負担金引当金 農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当連結事業年度末で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。</p>
<p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>③ 加工事業 組合員が生産した荒茶を原料に、仕上茶・飲料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>④ 宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p>
<p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方式 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によります。</p>
<p>7. 記載金額の端数処理 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、取引があるが、期末に残高がない勘定科目は、「-」で表示をしています。</p>

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)
注記内容
<p>8. その他基本となる重要な会計方針</p> <p>(代理人として関与する取引の損益計算書の表示)</p> <p>購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p> <p>【会計上の見積りに関する注記】</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 595,969 千円 (繰延税金負債との相殺前)</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。翌連結事業年度以降の課税所得の見積りについて、令和6年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損</p> <p>①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 28,268 千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌連結事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)
注記内容
<p>8. その他基本となる重要な会計方針</p> <p>(代理人として関与する取引の損益計算書の表示)</p> <p>購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p> <p>【会計上の見積りに関する注記】</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 680,257 千円 (繰延税金負債との相殺前)</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。翌連結事業年度以降の課税所得の見積りについて、令和7年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損</p> <p>①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 9,929 千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌連結事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)	
注記内容	
(3)貸倒引当金	
①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 50,264 千円	
②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
ア)算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。	
イ)主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。	
ウ)翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
【連結貸借対照表に関する注記】	
1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,815,790 千円であり、その内訳は次のとおりです。	
建物	1,270,459 千円
構築物	22,438 千円
機械装置	181,394 千円
器具備品	66,947 千円
土地	272,050 千円
無形固定資産	2,500 千円
2. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 133,711 千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。	
(1)債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 33,641 千円、危険債権額は 100,069 千円です。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。	
(2)債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)	
注記内容	
(3)貸倒引当金	
①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 43,624 千円	
②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
ア)算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。	
イ)主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。	
ウ)翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
【連結貸借対照表に関する注記】	
1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,806,146 千円であり、その内訳は次のとおりです。	
建物	1,263,915 千円
構築物	22,438 千円
機械装置	181,394 千円
器具備品	63,847 千円
土地	272,050 千円
無形固定資産	2,500 千円
2. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の合計額は 134,237 千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。	
(1)債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 49,033 千円、危険債権額は 85,204 千円です。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。	
(2)債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。	
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。	

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)			
注記内容			
【連結損益計算書に関する注記】			
1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。			
(1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。			
(2) 当連結事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。			
用途	種類	場所	減損損失額
美和支店	土地及び建物	静岡市葵区	26,807千円
しづはたじまん市	土地及び建物	静岡市葵区	178千円
旧井川支店	土地	静岡市葵区	958千円
旧清沢支店	土地	静岡市葵区	323千円
合 計			28,268千円
<p>これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しており、当連結年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能価額としています。</p>			
【金融商品の時価等に関する注記】			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針			
当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。			
(2) 金融商品の内容およびそのリスク			
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。			
有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。			

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)			
注記内容			
【連結損益計算書に関する注記】			
1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。			
(1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。			
(2) 当連結事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。			
用途	種類	場所	減損損失額
美和支店	土地及び建物	静岡市葵区	1,103千円
しづはた支店	建物	静岡市葵区	4,891千円
しづはたじまん市	土地	静岡市葵区	47千円
旧国吉田支店	土地	静岡市駿河区	1,002千円
旧飯間支店	土地	静岡市葵区	397千円
旧井川支店	土地及び器具・備品	静岡市葵区	670千円
旧清沢支店	土地及び器具・備品	静岡市葵区	582千円
旧大川支店	土地及び器具・備品	静岡市葵区	1,233千円
合 計			9,929千円
<p>これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しており、当連結年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能価額としています。</p>			
【金融商品の時価等に関する注記】			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針			
当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。			
(2) 金融商品の内容およびそのリスク			
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。			
有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。			

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)
注記内容
<p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が519,842千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)
注記内容
<p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が506,517千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)			
注記内容			
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等 当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。			
(単位:千円)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	215,795,785	215,708,197	▲ 87,587
有価証券	43,446,780	43,448,600	1,820
満期保有目的の債権	2,400,000	2,401,820	1,820
その他有価証券	41,046,780	41,046,780	-
貸出金(※)	133,969,329	-	-
貸倒引当金	▲ 4,522	-	-
貸倒引当金控除後	133,964,807	133,696,985	▲ 267,821
外部出資	124,866	124,866	-
資産計	393,332,239	392,978,650	▲ 353,588
貯金	390,652,650	390,298,352	▲ 354,297
譲渡性貯金	621,254	622,152	897
負債計	391,273,905	390,920,505	▲ 353,399
(※1) 貸出金に対応する貸倒引当金を控除しています。			
(2) 金融商品の時価の算定方法			
【資産】			
① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
③ 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 投資信託は、公表されている基準価額、または、取引金融機関等から提示された価格によっております。			

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)			
注記内容			
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等 当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。			
(単位:千円)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	213,865,230	213,181,611	▲ 683,619
有価証券	43,693,092	43,576,772	▲ 116,320
満期保有目的の債権	2,400,000	2,283,680	▲ 116,320
その他有価証券	41,293,092	41,293,092	-
貸出金(※)	138,877,526	-	-
貸倒引当金	▲ 5,180	-	-
貸倒引当金控除後	138,872,346	137,643,763	▲ 1,228,583
外部出資	124,415	124,415	-
資産計	396,555,083	394,526,561	▲ 2,028,522
貯金	394,447,790	393,199,305	▲ 1,248,484
譲渡性貯金	2,200,000	2,200,159	159
負債計	396,647,790	395,399,464	▲ 1,248,325
(※1) 貸出金に対応する貸倒引当金を控除しています。			
(2) 金融商品の時価の算定方法			
【資産】			
① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
③ 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 投資信託は、公表されている基準価額、または、取引金融機関等から提示された価格によっております。			

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)						
注記内容						
<p>【負債】</p> <p>① 貯金 要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>② 譲渡性貯金 期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。</p>						
(単位:千円)						
区分	連結貸借対照表計上額					
外部出資(※)	13,089,274					
<p>(4) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額</p>						
(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	212,295,785	-	-	-	-	3,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	1,200,000	-	-	-	-	1,200,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	280,705	199,648	300,000	700,000	35,157,690
貸出金(※)	7,579,572	6,720,173	6,459,235	6,225,140	6,020,869	100,964,339
合計	221,075,358	7,000,878	6,658,883	6,525,140	6,720,869	140,822,029
(※) 貸出金のうち、当座貸越 609,326 千円については「1年以内」に含めています。						
(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額						
(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	349,514,596	14,091,234	18,658,534	4,932,965	3,455,319	-
譲渡性貯金	621,254	-	-	-	-	-
合計	350,135,851	14,091,234	18,658,534	4,932,965	3,455,319	-
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。						
【有価証券に関する注記】						
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。						
(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの						
満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。						
(単位:千円)						
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,800,000	1,805,580	5,580		
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	600,000	596,240	▲3,760		
合計		2,400,000	2,401,820	1,820		

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)						
注記内容						
<p>【負債】</p> <p>① 貯金 要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>② 譲渡性貯金 期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。</p>						
(単位:千円)						
区分	連結貸借対照表計上額					
外部出資(※)	13,089,274					
<p>(4) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額</p>						
(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	210,365,230	-	-	-	-	3,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,400,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	158,715	-	100,000	300,000	1,676,430	37,136,380
貸出金(※)	7,575,970	6,671,228	6,450,807	6,269,943	6,112,928	105,796,646
合計	218,099,916	6,671,228	6,550,807	6,569,943	7,789,358	148,833,026
(※) 貸出金のうち、当座貸越 660,745 千円については「1年以内」に含めています。						
(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額						
(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	340,691,801	16,661,568	31,019,693	3,037,189	3,037,536	-
譲渡性貯金	2,200,000	-	-	-	-	-
合計	342,891,801	16,661,568	31,019,693	3,037,189	3,037,536	-
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。						
【有価証券に関する注記】						
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。						
(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの						
満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。						
(単位:千円)						
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,400,000	2,283,680	▲116,320		
合計		2,400,000	2,283,680	▲116,320		

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)				
注記内容				
(2) その他有価証券で時価のあるもの				
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。				
(単位:千円)				
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額(※)
	債券			
	国債	2,511,655	2,625,810	114,154
	地方債	1,602,533	1,625,970	23,436
	社債	2,199,451	2,243,640	44,188
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額(※)
	債券			
	国債	14,352,220	13,265,970	▲1,086,250
	地方債	2,235,113	2,102,160	▲132,953
	社債	12,712,590	11,696,400	▲1,016,190
合 計	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額(※)
	国債	14,352,220	13,265,970	▲1,086,250
	地方債	2,235,113	2,102,160	▲132,953
	社債	12,712,590	11,696,400	▲1,016,190
	政府保証債	203,995	186,120	▲17,875
その他	1,331,350	1,180,830	▲150,520	
小計	30,835,269	28,431,480	▲2,403,789	
合 計	41,674,032	41,171,646	▲502,386	

2. 当連結事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債券	4,126,325	1,499	78,177
地方債	197,492	-	2,508
社債	3,928,833	1,499	75,669
受益証券	6,761,138	358,745	-
合 計	10,887,463	360,245	78,177

4. 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当連結事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】

1. 当連結事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る負債の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。なお、退職一時金制度には退職給付信託を設定しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

なお、子会社は退職給付に係る負債・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)				
注記内容				
(2) その他有価証券で時価のあるもの				
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。				
(単位:千円)				
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額(※)
	債券			
	国債	602,673	614,860	12,186
	地方債	200,000	201,750	1,750
	社債	200,000	201,630	1,630
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額(※)
	債券			
	国債	15,140,363	12,982,390	▲2,157,973
	地方債	5,634,619	5,221,790	▲412,829
	政府保証債	203,701	170,930	▲32,771
合 計	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額(※)
	金融債	600,000	589,780	▲10,220
	社債	16,583,829	14,764,470	▲1,819,359
	その他	1,508,549	1,373,540	▲135,009
	小計	39,671,062	35,102,900	▲4,568,162
合 計	44,760,367	41,417,507	▲3,342,859	

2. 当連結事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債券	6,893,794	3,621	153,128
国債	2,588,310	2,491	7,042
地方債	1,313,232	-	36,768
金融債	97,661	-	2,339
社債	2,894,591	1,130	106,979
受益証券	3,618,170	407,836	-
合 計	10,511,964	411,457	153,128

4. 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当連結事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】

2. 当連結事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る負債の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。なお、退職一時金制度には退職給付信託を設定しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

なお、子会社は退職給付に係る負債・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)	
注記内容	
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
	(単位:千円)
期首における退職給付債務	3,268,403
勤務費用	155,414
利息費用	24,729
数理計算上の差異の発生額	3,414
前期発生数理計算上の差異の取崩額	▲ 50,695
過去勤務費用の発生額	▲ 19,702
退職給付の支払額	▲ 314,893
子会社共済会運用収益	137
期末における退職給付債務	3,066,808
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(3) 共済会給付金の期首残高と期末残高の調整表	
	(単位:千円)
期首における共済会給付金	3,134,681
期待運用収益	33,630
数理計算上の差異の発生額	84,940
共済会拠出金	119,300
退職給付の支払額	▲ 177,298
子会社共済会運用収益	137
期末における共済会給付金	3,195,392
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(4) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	
	(単位:千円)
退職給付債務	3,066,808
(うち未認識数理計算上の差異)	(59,065)
共済会給付金	▲1,816,302
退職給付信託	▲1,316,533
未認識過去勤務費用の差異	17,732
退職給付に係る負債	▲ 48,295
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項	
未認識数理計算上の差異 18,146 千円(税効果控除前)を退職給付調整累計額に計上しています。	
(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項	
	(単位:千円)
勤務費用	151,574
利息費用	24,729
期待運用収益	▲ 33,630
過去勤務費用処理額	▲ 1,970
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 2,029
退職給付費用	138,673
(注)簡便法適用子会社を含みます。当該子会社の退職給付費用は勤務費用としています。	

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)	
注記内容	
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
	(単位:千円)
期首における退職給付債務	3,066,808
勤務費用	143,150
利息費用	23,370
数理計算上の差異の発生額	▲ 39,092
退職給付の支払額	▲ 356,461
子会社共済会運用収益	345
期末における退職給付債務	2,838,121
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(3) 共済会給付金の期首残高と期末残高の調整表	
	(単位:千円)
期首における共済会給付金	3,195,392
期待運用収益	35,568
数理計算上の差異の発生額	▲ 90,387
共済会拠出金	113,350
退職給付の支払額	▲ 187,079
子会社共済会運用収益	345
期末における共済会給付金	3,067,189
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(4) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	
	(単位:千円)
退職給付債務	2,838,121
(うち未認識数理計算上の差異)	(▲75,878)
共済会給付金	▲1,754,259
退職給付信託	▲1,252,577
未認識過去勤務費用の差異	15,762
退職給付に係る負債	▲ 152,953
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項	
未認識数理計算上の差異 54,616 千円(税効果控除前)を退職給付調整累計額に計上しています。	
(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項	
	(単位:千円)
勤務費用	140,270
利息費用	23,370
期待運用収益	▲ 35,568
過去勤務費用処理額	▲ 1,970
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 7,770
臨時に支払った割増退職金	2,955
退職給付費用	121,287
(注)簡便法適用子会社を含みます。当該子会社の退職給付費用は勤務費用としています。	

令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)	
注記内容	
(7) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
① 共济会	
預金	59.68%
退職年金共済預け金	40.32%
合計	100.00%
② 退職給付信託	
投資信託	98.69%
短期資産	1.31%
合計	100.00%
(注) 簡便法適用子会社を含みます。	
(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.78%
③ 長期期待運用収益率	共济会 0.50%
	退職給付信託 2.00%
(10) 特例業務負担金の将来見込額 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は35,126千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。 また、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は272,840千円となっています。 なお、当連結事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。	

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)	
注記内容	
(7) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
① 共济会	
預金	58.73%
退職年金共済預け金	41.27%
合計	100.00%
② 退職給付信託	
短期資産	100.00%
合計	100.00%
(注) 簡便法適用子会社を含みます。	
(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.78%
③ 長期期待運用収益率	共济会 0.50%
	退職給付信託 2.00%
(10) 特例業務負担金の将来見込額 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は30,802千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。 また、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は246,666千円となっています。 なお、当連結事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。	

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)	
注記内容	
【税効果会計の適用に関する注記】	
1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位:千円)	
繰延税金資産	
退職給付信託	359,545
その他有価証券評価差額金	137,201
減損損失計上額	259,796
特例業務負担金引当金	74,410
賞与引当金	64,898
役員退職慰労引当金	12,998
賞与引当金にかかる社会保険料	9,802
その他	51,383
繰延税金資産小計	970,037
評価性引当額	▲ 386,105
繰延税金資産合計	583,931
繰延税金負債	
退職給付に係る調整累計額	16,130
固定資産圧縮積立金	36,335
退職給付に係る資産	10,857
繰延税金負債合計	63,324
繰延税金資産純額	520,606
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	27.31%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.90%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 6.49%
住民税均等割等	0.52%
事業税相当額	▲ 0.16%
評価性引当額の増減	▲ 5.48%
その他	1.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.15%

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)	
注記内容	
【税効果会計の適用に関する注記】	
1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位:千円)	
繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	936,669
退職給付信託	349,404
減損損失計上額	256,961
特例業務負担金引当金	67,441
賞与引当金	66,030
退職給付に係る調整累計額	21,261
役員退職慰労引当金	16,965
繰越欠損金	12,581
退職給付引当金	11,525
賞与引当金にかかる社会保険料	9,995
その他	29,632
繰延税金資産小計	1,778,469
評価性引当額	▲ 1,176,950
繰延税金資産合計	601,518
繰延税金負債	
退職給付に係る資産	51,064
固定資産圧縮積立金	37,280
繰延税金負債合計	88,345
繰延税金資産純額	513,173
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	27.31%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 7.54%
住民税均等割等	1.26%
評価性引当額の増減	▲ 4.56%
税率変更による影響額	▲ 2.89%
その他	0.59%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.35%
(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.31%から28.02%に変更されました。この税率変更により、当連結事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、8,889千円増加し、法人税等調整額が8,889千円減少しております。	

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)			
注記内容			
【収益認識に関する注記】			
収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。			
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	109,836千円	195,490千円	305,326千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)			
注記内容			
【収益認識に関する注記】			
収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。			
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	111,633千円	223,979千円	335,613千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

(8)連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	166	166
2. 資本剰余金増加高	-	-
3. 資本剰余金減少高	-	-
4. 資本剰余金期末残高	166	166
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	18,375,017	18,590,920
2. 利益剰余金増加高	305,008	269,757
当期剰余金	(305,008)	(269,757)
3. 利益剰余金減少高	89,105	35,007
配当金	(89,105)	(35,007)
4. 利益剰余金期末残高	18,590,920	18,825,670

(9) 連結経営指標

① 連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益（事業収益）	8,871	7,874	7,872	7,696	7,922
連結経常利益	507	488	586	420	340
連結当期剰余金	189	222	388	305	269
連結純資産額	20,485	20,101	19,430	19,883	17,156
連結総資産額	426,363	423,367	421,256	416,088	419,529
連結自己資本比率	13.00%	13.03%	13.07%	13.24%	12.83%

(注)「連結自己資本比率」は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農水省告示第9号）に基づき算出しています。

② 連結事業年度の経常収益等

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
信用事業	経常収益	3,284	3,211	3,265	3,201	3,459
	経常利益	908	927	1,077	875	840
	資産の額	405,028	402,263	399,645	394,822	398,018
共済事業	経常収益	1,330	1,269	1,141	1,098	1,100
	経常利益	357	335	263	285	262
	資産の額	0	0	0	0	0
農業関連事業	経常収益	2,496	2,408	2,005	1,974	1,961
	経常利益	▲ 318	▲ 348	▲ 359	▲ 406	▲ 374
	資産の額	454	516	456	425	417
生活その他事業	経常収益	1,719	946	1,425	1,398	1,378
	経常利益	▲ 87	▲ 78	▲ 82	▲ 52	▲ 84
	資産の額	313	203	324	301	293
営農指導事業	経常収益	40	39	35	25	23
	経常利益	▲ 353	▲ 348	▲ 315	▲ 285	▲ 306
	資産の額	20,566	20,384	20,829	20,538	20,800
合計	経常収益	8,871	7,874	7,872	7,696	7,922
	経常利益	507	488	586	420	340
	資産の額	426,363	423,367	421,256	416,088	419,529

(10) 連結事業年度リスク管理債権（貸出金）の状況

① リスク管理債権の内容

当JAグループのリスク管理債権の状況は次のとおりです。なお、貸出金総額に占めるリスク管理債権の割合は0.09%です。

(単位:百万円)

リスク管理債権の区分	令和5年度	令和6年度
破綻先債権	9	26
延滞債権	124	107
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
合計	133	133

(注) リスク管理債権は、農協法施行規則第205条の規定に則り、担保・保証の有無にかかわらず開示しているため、回収不能額を示すものではありません。

② リスク管理債権に対する対応状況

令和6年度の上記リスク管理債権に対する担保・保証および引当金による保全状況は次のとおりであり、債権保全には万全を期しております。

(単位:百万円)

担保・保証による保全部分	133
個別貸倒引当金残高	-
信用事業に係る一般貸倒引当金残高	5

(注) 用語の説明

1. リスク管理債権

① 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいいます。

② 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

③ 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいいます。

④ 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいいます。

2. 担保・保証による保全部分

上記の4種類の貸出金のうち、貯金や定期積金、有価証券、および不動産などの確実な担保ならびに農業信用基金協会等の確実な保証先による債務保証により保全された額を指します。

3. 個別貸倒引当金

破綻先貸出金など貸倒れの可能性の高い貸出金に対して、貸倒れにより発生する損失金額を見積もり、引き当てたものです。

4. 一般貸倒引当金

個別貸倒引当金の対象となる貸出金以外について、現状では回収不能の危険性は薄いものの、将来に備えるために、残高に一定率を乗じた金額を引き当てたものです。

5. その他の不良債権

「農協法施行規則」によるリスク管理債権は上記のとおりですが、購買未収金等その他の事業に係る債権についても、貸出金に準じて、一定の基準により「貸倒引当金」を引き当てております。

(11) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

金融再生法の債権区分	令和5年度	令和6年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33	49	16
危険債権	100	85	▲ 15
要管理債権	-	-	0
三月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	0
小計	133	134	1
正常債権	133,902	138,801	4,899
合計	134,036	138,936	4,900

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権を言います。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権を言います。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と、5. 「貸出条件緩和債権」の合計額を言います。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものを言います。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものを言います。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権を言います。

8. 連結自己資本の充実の状況

当 J A グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和7年3月末の当 J A の自己資本比率は、12.83%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当連結グループの自己資本の多くを J A の自己資本が占めており、組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	当 J A
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額 (子会社の J A への出資控除後)	1,735百万円 (前年度1,762百万円)

(注)

1. 普通出資のうち9百万円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当 J A で取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
2. 当 J A には普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。
3. 連結自己資本比率の対象となる子会社は20百万円普通株式を発行しております。うち当連結グループに属さない0.05百万円は少数株主持分としてコア資本の基本項目に算入しております。なお、子会社には普通株式以外の資本調達はありません。

当 J A グループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当 J A を中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理をしリスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。連結自己資本比率算出の対象は、連結財務諸表作成にあたり連結の範囲に含まれる会社と同様です。

(1) 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円 %)

	令和6年度	令和5年度	
			経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	20,517	20,306	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,735	1,762	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	18,825	18,590	
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 34	▲ 35	
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 9	▲ 11	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	4	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5	4	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,522	20,311	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1	0
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1	0
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	7	15	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-
前払年金費用の額	192	107	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	201	124	
自己資本			
自己資本の額 (イ) - (ロ)	(ハ)	20,321	20,187
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	153,284	144,078	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)	-	-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-	
勘定間の振替分	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,024	8,296	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
フロア調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	158,308	152,374	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)		12.83%	13.24%

- 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAグループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 連結自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	992	-	-	
我が国の中央政府および 中央銀行向け	16,886	-	-	
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	13,357	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	200	20	0	
我が国の政府関係機関向け	1,406	110	4	
地方三公社向け	200	20	0	
金融機関および第一種金融商品取引 業者向け	222,812	46,437	1,857	
法人等向け	13,434	6,476	259	
中小企業等向けおよび 個人向け	5,591	2,014	80	
抵当権付住宅ローン	75,071	27,323	1,092	
不動産取得等事業向け	10,663	9,992	399	
三月以上延滞等	50	5	0	
取立未済手形	97	8	0	
農業基金協会・信用保証協会等による 保証付	20,073	1,728	69	
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	
共済約款貸付	-	-	-	
出資等	871	871	34	
（うち出資等のエクスポージャー）	871	871	34	
（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	-	-	-	
上記以外	28,802	44,873	1,794	
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー）	-	-	-	
（うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象普通出資等に係 るエクスポージャー）	12,224	30,560	1,222	
（うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー）	560	1,558	62	
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に関するエク スポージャー）	-	-	-	
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していない 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基 準額を上回る部分に係るエク スポージャー）	-	-	-	
（うち上記以外のエクスポージャー）	16,018	12,755	510	

証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,850	4,989	199
(うちルックスルー方式)	5,850	4,989	199
(うちマナド方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	416,363	144,873	5,794
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	416,363	144,873	5,794
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	8,296	331	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	152,302	6,092	

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を現エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランス含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。（当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャー
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」は、当JAはありません。
- 「経過措置によりリスクアセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$(粗利益(正の値に限る) \times 15\%)$ の直近3年間の合計額

÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

- 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号（平成31年3月15日付金融庁・農林水産省告示第3号）の改正等により、信用リスクアセット項目等について平成29年度の項目等も改正後の平成30年度に準拠して記載しています。（以下同様です。）

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本額の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		933	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		15,764	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-
我が国の地方公共団体向け		14,985	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	-	-
我が国の政府関係機関向け		1,507	130	5
地方三公社向け		200	40	1
金融機関および第一種金融商品取引業者向け		221,523	46,404	1,856
法人等向け		15,328	5,918	236
中堅中小企業等向け及び個人向け		7,068	5,044	201
(うちトランザクター向け)		25	11	0
不動産関連向け		95,063	46,815	1,872
(うち自己居住用不動産等向け)		40,606	15,158	606
(うち賃貸用不動産向け)		53,101	30,709	1,228
(うち事業用不動産関連向け)		1,355	947	37
(うちその他不動産関連向け)		-	-	-
(うちADC向け)		-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		45	6	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		129	116	4
取立未済手形		67	13	0
信用保証協会等による保証付		22,963	2,274	90
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-
株式等		871	871	34
共済約款貸付		-	-	-
上記以外		20,904	39,999	1,599
(うち重要な出資のエクスポージャー)		-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに関するエクスポージャー)		-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)		12,224	30,560	1,222
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		505	1,264	50
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)		-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		8,175	8,175	327
(うち上記以外のエクスポージャー)		-	-	-
証券化		-	-	-
(うちSTC要件適用分)		-	-	-
(うち短期STC要件適用分)		-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)		-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)		-	-	-
再証券化		-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		5,589	5,648	225
(うちレックスルー方式)		5,488	5,545	221
(うちマンドート方式)		100	103	4
(うち蓋然性方式250%)		-	-	-
(うち蓋然性方式400%)		-	-	-
(うちフォールバック方式)		-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計		422,947	153,284	6,131
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		422,947	153,284	6,131
マーケットリスク に対する所有自己資本の額 <簡易方式・標準的方式>	マーケットリスク相当額を8%で除して得た額 a			b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			b=a×4%
		5,024		200

所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	158,308	6,332

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,024
オペレーショナル・リスクに対する所有自己資本の額	200
BI	3,349
BIC	401

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。（当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3)信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続きの概要

当JAグループでは、親会社にあたるJA以外に、与信（貸出等）を行っていないため、グループを総括した信用リスク管理手続等を定めていません。JAの信用リスク管理手法は単体開示内容（P. 13）を参照ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスクアセット額は単体自己資本比率と同様標準的手法により算出しています。また、リスク・ウェイトの判定に当り使用する格付けは単体の適格格付機関及び格付けと同様です。

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上

エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和6年度				令和5年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	417,357	138,970	41,649	174	410,512	134,032	38,282	50
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	417,357	138,970	41,649	174	410,512	134,032	38,282	50
法人	農業	17	17	-	29	29	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2,851	366	2,479	-	2,539	27	2,506
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,350	946	1,403	-	2,359	956	1,403
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,934	-	6,934	-	4,923	-	4,923
	運輸・通信業	3,411	-	3,411	-	3,411	-	3,411
	金融・保険業	24,694	7,005	1,905	-	24,237	7,005	1,402
	卸売・小売・飲食・サービス業	212,739	61	1,404	42	214,730	64	1,503
	日本国政府・地方公共団体	30,750	6,738	24,011	-	30,244	7,112	23,132
上記以外	1,109	994	100	-	569	567	-	
個人	122,839	122,839	-	132	118,270	118,270	-	45
その他	9,658	-	-	-	9,198	-	-	-
業種別計	417,357	138,970	41,649	174	410,512	134,032	38,282	50
1年以下	210,959	535	-		206,990	541	1,200	
1年超3年以下	1,201	1,101	100		1,313	1,213	100	
3年超5年以下	3,975	2,069	1,905		3,171	2,169	1,001	
5年超7年以下	4,871	2,263	2,607		4,568	2,461	2,106	
7年超10年以下	18,329	6,190	12,139		14,208	6,298	7,910	
10年超	154,693	126,297	24,897		150,296	120,818	25,962	
期限の定めのないもの	23,327	512	-		29,964	529	-	
残存期間別残高計	417,357	138,970	41,649		410,512	134,032	38,282	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます（当JAグループはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	4	5	/	4	5	4	4	/	4	4
個別貸倒引当金	45	38	0	45	38	53	45	0	53	45

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国内	45	38	0	45	38	/	53	45	0	53	45	/	
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	
地域別計	45	38	0	45	38	/	53	45	0	53	45	/	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	4	2	-	4	2	-	6	4	-	6	4	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	41	35	0	41	35	-	47	41	0	47	41	-	
業種別系	45	38	0	45	38	-	53	45	0	53	45	-	

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

単位：百万円

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	信用リス ク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	933	-	933	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	15,764	-	15,764	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	14,985	-	14,985	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	1,507	-	1,507	-	130	0
地方三公社向け	20	200	-	200	-	40	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20~150	221,523	-	221,523	-	46,404	0
（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	20~150	15,328	-	15,328	-	5,918	0
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	7,028	395	5,644	39	5,044	0
（うちトランザクター向け）	45	-	250	-	25	11	0
不動産関連向け	20~150	95,209	-	91,435	-	46,902	0
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	40,606	-	38,750	-	15,158	0
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	53,247	-	51,330	-	30,796	0
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	1,355	-	1,353	-	947	0
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-

延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	7	-	5	-	6	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	117	-	116	-	116	0
取立未済手形	20	67	-	67	-	13	0
信用保証協会等による保証付	0～10	22,963	-	22,743	-	2,274	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	871	-	871	-	871	0
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	20,449	-	20,449	0	39,513	0
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	12,224	-	12,224	-	30,560	0
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	485	-	485	-	1,214	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,739	-	7,739	-	7,739	-
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	5,589	-	5,589	-	5,648	0
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-						
合計（信用リスク・アセットの額）	-					152,884	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

単位:百万円

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																			
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15		-		-		-		-		-		15							
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-							
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-							
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	14		-		-		-		-		-		-	14						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-						
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-	-						
我が国の政府関係機関向け	0		1		-		-		-		-	0		1						
地方三公社向け	-		-		0		-		-		-		-	0						
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計						
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-						
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	211		-		10		-		-		-		0	221						
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-		-		-		-		-		-		-	-						
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-	-						
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5		9		-		-		-		-		0	15						
(うち特定貸付債権向け)	-		-		-		-		-		-		-	-						
	100%		150%		250%		400%		その他		合計									
劣後債権及びその他資本性証券等	-		-		-		-		-		-		-	-						
株式等	-		-		-		0		-		-		-	0						
	45%		75%		100%		その他		合計											
中堅中小企業等向け及び個人向け	0		1		2		0						5							
(うちトランザクター向け)	0		-		-		-		-		-		-	0						
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等)	-		-		-		34		-		-		-	3	0				38	
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け(うち貸付用不動産向け)	-		-		-		-		51		-		-	-	0				51	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計							
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	1		-		-		-		-		-		0						1	
	60%		その他		合計															
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	-		-		-		-		-		-		-	-	-				-	
	100%		150%		その他		合計													
不動産関連向け(うちADC向け)	-		-		-		-		-		-		-	-	-				-	
	50%		100%		150%		その他		合計											
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-		-		0		0		-		0		-	0					0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-		-		0		-		-		-		-	-					0	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計									
現金	0		-		-		-		-		-		-	-					0	
取立未済手形	-		-		0		-		-		-		-	-					0	
信用保証協会等による保証付	-		-		22		-		-		-		0						22	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		-						-	
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-		-						-	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 勘案 削減 後 残高 効果	リスク・ウエイト0%	-	36,630	36,630
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	21,258	21,258
	リスク・ウエイト20%	3,206	223,110	226,317
	リスク・ウエイト35%	-	74,076	74,076
	リスク・ウエイト50%	10,035	44	10,079
	リスク・ウエイト75%	-	2,796	2,796
	リスク・ウエイト100%	100	26,466	26,566
	リスク・ウエイト150%	-	1	1
	リスク・ウエイト200%	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	12,784	12,784
	その他	-	-	-
	リスク・ウエイト1250%	-	-	-
計	13,342	397,169	410,512	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	312,031	-	-	307,861
40%～70%	73,774	250	10%	72,714
75%	5,774	137	10%	5,730
80%	-	-	-	-
85%	954	-	-	924
90%～100%	3,088	-	-	3,059
105%～130%	-	-	-	-
150%	2	-	-	2
250%	871	-	-	871
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	12	8	10%	5
合計	396,509	395	10%	391,168

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が付与されているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	204
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	22	-
中小企業等向け及び個人向け	25	-
抵当権付住宅ローン	-	-
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	30	-
合 計	78	204

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれません。

(単位：百万円)

	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	204
地方三公社向け	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権 向けを含む。）	-	-
中堅中小企業等向け及び個人 向け	51	-
自己居住用不動産等向け	2	-
賃貸用不動産向け	3	-
事業用不動産関連向け	-	-
延滞等向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	-	-
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合計	57	204

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規程する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取り立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引等は連結グループの中でJAのみ取引等があります。取引相手のリスクに関する事項は、単体の該当ページ（P. 81）に記載しています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しますが、当JAに該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当JAグループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等々の具体的内容は、単体の開示内容（P. 13）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等するエクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当 J A グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においては J A のリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J A のリスク管理の方針及び手続等々の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 13) をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	124	124	124	124
非上場	13,213	13,213	13,089	13,089
合計	13,337	13,337	13,214	13,214

(注) 「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
118	-	119	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは、連結グループの中で J A のみ取引等があります。該当する事項は、単体の該当ページ (P. 83) に記載しています。

(10) 金利リスクに関する事項

連結グループの金利リスクについては、グループの子会社には金融機関がなく、単独では自己資本比率規制の対象外であり、また連結グループの資産等に占める割合も少ないことから、グループとしては当組合のみで金利リスクを算定しています。① J A の金利リスクの算定手法及び②金利リスクに関する事項は、単体の該当ページ (P. 84) に記載しています。

確 認 書

1. 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年 7月 25日

静岡市農業協同組合

代表理事組合長 三津山 定

開示項目掲載ページ一覧（法定開示項目との比較）

「農業協同組合法施行規則」第204条（JA単体開示）及び第205条（連結開示）に基づく開示項目と当資料におけるその該当項目および掲載ページは次のとおりです。

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
〔組合単体開示項目〕		
イ. 組合（JA）の概況及び組織に関する事項		
（1）業務の運営の組織	当組合の概況 1 組合の機構	18
（2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	当組合の概況 4 役員 の状況	19
（3）事務所の名称及び所在地	当組合の概況 9 店舗・地区等の状況	21
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	（当組合にはありません）	
ロ. 組合の主要な業務の内容	事業のご案内	22
	商品・サービスのご案内	28
ハ. 組合の主要な業務に関する事項		
（1）直近の事業年度における事業の概況	事業の概況	3
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す次の指標		
（i）経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	経営資料編 2 経営指標 (1) 損益の推移	54
（ii）経常利益又は経常損失	経営資料編 2 経営指標 (1) 損益の推移	54
（iii）当期剰余金又は当期損失金	経営資料編 2 経営指標 (1) 損益の推移	54
（iv）出資金及び出資口数	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（v）純資産額	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（vi）総資産額	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（vii）貯金等残高	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（viii）貸出金残高	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（ix）有価証券残高	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（x）単体自己資本比率	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（x i）剰余金の配当の金額	経営資料編 2 経営指標 (3) 剰余金の配当状況	54
（x ii）職員数	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（x iii）信託勘定等	（当組合にはありません）	
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す次の指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
a 事業粗利益及び事業粗利益率	経営資料編 2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	54
b 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	経営資料編 3 信用事業の状況 (2) 信用事業収支の状況	55
c 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	経営資料編 3 信用事業の状況 (3) 資金運用・調達の状況	55
d 受取利息及び支払利息の増減	経営資料編 3 信用事業の状況 (4) 受取利息・支払利息の増減	55
e 総資産経常利益率及び資本経常利益率	経営資料編 2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	54

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
f 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 (2) 貯金に関する指標	経営資料編 2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	54
a 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 貯金の状況	60
b 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分毎の定期貯金の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 貯金の状況	60
(3) 貸出金等に関する指標		
a 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ①貸出金種類別残高 (構成比)	58
b 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ①貸出金種類別残高 (構成比)	58
c 担保の種類別 (貯金等、有価証券、動産、不動産その他の担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。) の貸出金残高及び債務保証見返額	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ④貸出金担保別の内訳	58
d 用途別 (設備資金及び運転資金の区分をいう。) の貸出金残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ②運転資金・設備資金別残高	58
e 主要な農業関係の貸出実績	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) ⑤営農類型・資金種類別残高、⑥農業関係の受託貸付金残高	59
f 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金総額に対する割合	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ③業種別貸出残高 (構成比)	58
g 貯貸率の期末値及び期中平均値	経営資料編 3 信用事業の状況 (1) 貯貸率および貯証率の状況	55
(4) 有価証券に関する指標		
a 商品有価証券の種類別 (商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分をいう。) の平均残高	(当組合にはありません)	
b 有価証券の種類別 (国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の区分をいう。次において同じ。) の残存期間別の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ③商品有価証券種類別残高 (構成比)	62
c 有価証券の種類別の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ②有価証券の残存期間別残高	61
d 貯証率の期末値及び期中平均値	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ①有価証券種類別残高	61
ニ. 組合の業務の運営に関する事項	経営資料編 3 信用事業の状況 (1) 貯貸率および貯証率の状況	55
(1) リスク管理の体制	リスク管理への取組み	13
(2) 法令遵守の体制	コンプライアンスへの取組み	13
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	地域貢献情報	12
(4) 当組合が法第 11 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号に定める手続実施基本契約を締結するする契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	金融 ADR 制度への対応	15
ホ. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次の事項	経営資料編 1 決算の状況	37
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	経営資料編 3 信用事業の状況 (5) リスク管理債権（貸出金）の状況	56
(i) 破綻先債権に該当する貸出金		
(ii) 延滞債権に該当する貸出金		
(iii) 3 カ月以上延滞債権に該当する貸出金		
(iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金		
(3) 元本補填契約のある金銭の信託	(当 JA にはありません)	
(4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣又は金融庁長官が別に定める事項	経営資料編 6 自己資本充実の状況	65
(5) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益		
(i) 有価証券	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況) ④有価証券等の時価情報	62
(ii) 金銭の信託	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況) ④有価証券等の時価情報	62
(iii) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	(当組合にはありません)	
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	経営資料編 3 信用事業の状況 (7) 貸倒引当金の状況	57
(7) 貸出金償却の額	経営資料編 3 信用事業の状況 (8) 貸出金償却の状況	57

<連結開示項目>

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
[連結開示項目]		
イ. 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
(1) 組合及び子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	経営資料編 7. 連結情報 (1) グループの概況	86
(2) 子会社等に関する次に掲げる事項	経営資料編 7. 連結情報	86
(i) 名称	同	
(ii) 主たる営業所又は事務所の所在地	同	
(iii) 資本金又は出資金	同	
(iv) 事業の内容	同	
(v) 設立年月日	同	
(vi) 組合が有する議決権割合	同	
(vii) 他の子会社等が有する議決権割合	同	
ロ. 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次の事項を連結したもの		
(1) 直近事業年度の事業概況	経営資料編 7. 連結情報 (3) 連結事業の概況	86
(2) 直近の 5 事業年度の次に掲げる経営指標	経営資料編 7. 連結情報 (9) 連結経営指標	105
(i) 経常収益 (事業毎の状況及びその合計)	①連結事業年度の主要な経営指標②連結ベースの経常収益等	
(ii) 経常利益又は経常損失	経営資料編 7. 連結情報 (9) 連結経営指標	105
(iii) 当期利益又は当期損失	①連結事業年度の主要な経営指標	
(iv) 純資産額	同	
(v) 総資産額	同	
(vi) 連結自己資本比率	同	
ハ. JA 及びその子会社等の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次の事項を連結したもの		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	経営資料編 7. 連結情報	86
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	経営資料編 7. 連結情報	105
(i) 破綻先債権に該当する貸出金	(10) 連結事業年度リスク管理債権 (貸出金) の状況	
(ii) 延滞債権に該当する貸出金		
(iii) 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金		
(iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金		
(3) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣又は金融庁長官が別に定める事項	経営資料編 8. 連結自己資本充実の状況	108
(4) 組合及びその子法人等が 2 以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの。(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)	経営資料編 7. 連結情報 (9) 連結経営指標	105
	②連結事業年度の経常収益等	

